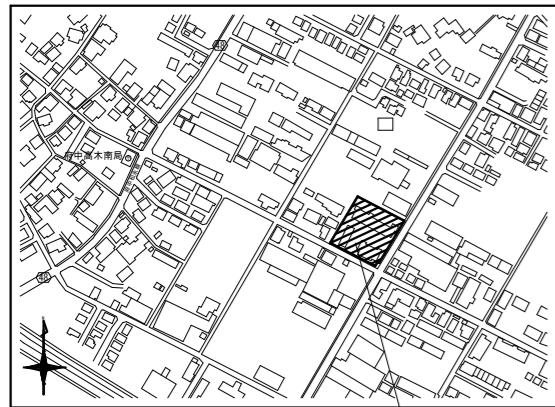


市営高木第一住宅 1・2号棟給排水管改修工事

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
M-01	機械設備工事特記仕様書（一般共通事項）	—	M-16	排水設備 平面図（ステップ-8）	1/100
M-02	機械設備工事特記仕様書（工種別事項）	—	M-17	給水設備 平面図（改修前）	1/100
M-03	配置図・付近見取図	1/100	M-18	給水設備 平面図（改修後）	1/100
M-04	排水設備 平面図（改修前）	1/100	M-19	給水設備 平面図（先行工事）	1/100
M-05	勾配図・樹リスト（改修前）	1/100	M-20	給水設備 平面図（ステップ-1）	1/100
M-06	排水設備 平面図（改修後）	1/100	M-21	給水設備 平面図（ステップ-2）	1/100
M-07	勾配図・樹リスト（改修後）	1/100			
M-08	排水設備 平面図（先行工事）	1/100			
M-09	排水設備 平面図（ステップ-1）	1/100			
M-10	排水設備 平面図（ステップ-2）	1/100			
M-11	排水設備 平面図（ステップ-3）	1/100			
M-12	排水設備 平面図（ステップ-4）	1/100			
M-13	排水設備 平面図（ステップ-5）	1/100			
M-14	排水設備 平面図（ステップ-6）	1/100			
M-15	排水設備 平面図（ステップ-7）	1/100			

<p>1. 工事概要等</p> <p>1. 工事場所 府中市高木町</p> <p>2. 建物概要</p> <table border="1"> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th> <th>消防法施行令別表第一の区分</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <td>市営住宅</td> <td>RC造</td> <td>地上3階</td> <td>1,517.47</td> <td>5項口</td> <td>既存</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)</p> <table border="1"> <tr> <th>建物別及び屋外工事種目</th> <th>工</th> <th>事</th> <th>種</th> <th>別</th> </tr> <tr> <td>・空調設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・換気設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・排煙設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・自動制御設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・衛生器具設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○給水設備</td> <td>撤去・新設</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>○排水設備</td> <td>撤去・新設</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・給湯設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・消火設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・ガス設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・厨房設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・浄化槽設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・雨水利用設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・特殊ガス設備</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・電気設備工事</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・建築工事</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>4. 指定部分 ※無し ・有り(工期 令和 年 月 日) 対象部分:</p> <p>5. 設備概要 (改修の場合は既存の概要を示す。)</p> <table border="1"> <tr> <td>空調方式等</td> <td>・空調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト付用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)</td> </tr> <tr> <td>主要熱源機器</td> <td>・空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調和機 ・ パッケージ形空調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 ・ テリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収温水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)</td> </tr> <tr> <td>換気設備</td> <td>・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気</td> </tr> <tr> <td>排煙設備</td> <td>・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) ・ 適用法規 (・ 建基法 ・ 消防法)</td> </tr> <tr> <td>自動制御設備</td> <td>・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)</td> </tr> <tr> <td>給水方式</td> <td>○ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ タル水道直結増圧</td> </tr> <tr> <td>排水方式</td> <td>建物内の汚水と雑排水 (○ 合流 ・ 分流) ・ ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>放流水</td> <td>・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹</td> </tr> <tr> <td>先排水槽</td> <td>・ 有 (計画容量: ㎡) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>給湯設備</td> <td>・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無</td> </tr> <tr> <td>熱源</td> <td>・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)</td> </tr> <tr> <td>消火設備</td> <td>・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 ・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置 ・ 無</td> </tr> <tr> <td>ガス設備</td> <td>・ 都市ガス 種別 (MJ / m³N) ・ 液化石油ガス</td> </tr> <tr> <td>浄化槽設備</td> <td>○ 有 (○ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無</td> </tr> </table>					建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考	市営住宅	RC造	地上3階	1,517.47	5項口	既存																			建物別及び屋外工事種目	工	事	種	別	・空調設備					・換気設備					・排煙設備					・自動制御設備					・衛生器具設備					○給水設備	撤去・新設				○排水設備	撤去・新設				・給湯設備					・消火設備					・ガス設備					・厨房設備					・浄化槽設備					・雨水利用設備					・特殊ガス設備					・電気設備工事					・建築工事					空調方式等	・空調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト付用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)	主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調和機 ・ パッケージ形空調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 ・ テリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収温水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)	換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気	排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) ・ 適用法規 (・ 建基法 ・ 消防法)	自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)	給水方式	○ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ タル水道直結増圧	排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○ 合流 ・ 分流) ・ ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無	放流水	・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹	先排水槽	・ 有 (計画容量: ㎡) ・ 無	給湯設備	・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無	熱源	・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)	消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 ・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置 ・ 無	ガス設備	・ 都市ガス 種別 (MJ / m ³ N) ・ 液化石油ガス	浄化槽設備	○ 有 (○ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無	<p>一般共通事項</p> <p>⑥ 環境への配慮</p> <p>1) 国等による環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。</p> <p>2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド」の放散量の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除去)が添加されていない材料を使用する。</p> <p>④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散量が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>⑦ 機材の品質等</p> <p>1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>2) 別表-1に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③ 安定的な供給が可能であること。</p> <p>④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>⑧ 機材の承諾図</p> <p>機械設備工事機材承諾図様式(令和4年版)によるほか、監督職員の指示による。</p> <p>⑨ 図形表示</p> <p>10. 容量等の表示</p> <p>1) 機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。</p> <p>2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。</p> <p>・ 建築板金(ダクト製作及び取付) ・ 熱絶縁施工(保温工事) ・ 配管(配管工事) ・ 冷凍空調調機器施工(冷凍空調機器据付)</p> <p>建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定 ※ 不要 ・ 要測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所等(※ 現場説明書)による。</p> <p>(※ 標準仕様書 ・ 図示)による。</p> <p>「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(平成16年1月制定 原子力安全・保安院)」及び「高調波抑制対策技術指針(IEAG9702-2013)」に基づき、高調波対策を行う。</p> <p>下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。(1部)</p> <p>・ 質量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定</p> <p>○ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ・ 測定箇所等は監督職員との協議による。</p> <p>ステンレス管に使用するバルブは50A以下は青銅製、65A以上はステンレス製を使用する。</p> <p>※ ペローズ形 ・ スリーブ形</p> <p>※ 合成ゴム製(球形) ・ ポリテトラフルオロエチレン樹脂製</p> <p>・ ペローズ形(ステンレス製)</p> <p>※ 標準図(施工3)による。</p> <p>つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。</p> <p>1) 形式はビートル管式(コック付)とする。 ※ 固定式</p> <p>2) 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。</p> <p>・ ボイラー又は熱交換器の温水出口 ・ 冷凍機類の冷水出口</p> <p>・ 冷水ヘッダーの各送水管 ・ 冷凍機類の冷却水出口</p> <p>・ ユニット形空調和機の冷水水出口</p> <p>(・ 給水 ・ ガス ・ 油) 配管の変位吸収は (※ 標準図(施工4, 5) ・ 図示)による。</p> <p>呼径60S0以下の継手は、メカニカル形とし、SAS322を満足するものとする。</p> <p>※ 接着接合 ・ ゴム輪接合</p> <p>50A以下 ※ メカニカル接合 ・ 電気融着接合</p> <p>75A以上 ※ 電気融着接合</p> <p>・ ガス配管 ・ 冷水配管 ・ 冷却水配管</p> <p>非破壊検査 ※ 無 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査</p> <p>・ 放射線透過検査</p> <p>抜取率は ・ 標準仕様書による ・ %</p> <p>鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管は (※ 標準図 ・ 図示)による。</p> <p>ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス(SUS304)製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス(SUS304)製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。</p> <p>溶融亜鉛めっきは ※ HDZT49 ・ HDZT70</p> <p>標準仕様書によるほか図示の箇所における。</p> <p>1) 屋内露出(一般居室、廊下)の外装は ※ A1 ○ A2</p> <p>2) 冷媒管の保温外装は</p> <p>屋内露出 ・ 合成樹脂カバー (A2・(イ)・ロ)・V1)</p> <p>・ 保温化粧ケース(耐候性樹脂製)</p> <p>屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2・(イ)・ロ)・V1)</p> <p>・ 保温化粧ケース</p> <p>・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板</p> <p>・ 高耐食鋼板(溶融亜鉛めっき)</p> <p>3) 標準仕様書以外で多湿箇所の適用 (※ 無)とする。</p> <p>4) 全熱交換器の機器外側ダクト (※ 給気側 ・ 排気側外壁より1m)による。保温(25mm厚)する。</p> <p>5) 厨房用排気ダクトの断熱(隠れ部) (※ 無)とする。</p> <p>6) 共同溝の保温種別は (配管: ・) ・ 行わない。</p> <p>ダクト: ・)とする。</p> <p>⑩ 埋設表示</p> <p>29. 保温</p>	<p>一般共通事項</p> <p>30. 塗装</p> <p>下記の部分を除き、原則として塗装(標準仕様書第2編3.2による)を行う。</p> <p>重鉛めっきされたもので、常時隠へいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠へいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。</p> <p>(ただし、防食塗装部分を除く)</p> <p>塗装を施さない部分・箇所 ※ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場</p> <p>ただし、残りネジ及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。</p> <p>「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>・ 内部足場 (※ A、B、C、D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種)</p> <p>・ 外部足場 (※ D、E種 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ F種)</p> <p>⑫ 工事用電力、水、その他</p> <p>本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>本工事で設置する。(規模及び仕上げの程度は現場説明書による)</p> <p>構内で作ることが ※ できる ・ できない</p> <p>1) 埋戻し土は ※ 根切り土中の良質土 (コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類</p> <p>2) 建設発生土は ※ 構内敷きならし ・ 構内の指示ある場所に堆積 ・ 構外に搬出し適切に処理(現場説明書)</p> <p>36. コンクリート工事</p> <p>コンクリートの設計基準強度は ※ 18N/mm²以上 ・ 図示による。</p> <p>37. あと施工アンカー</p> <p>施工後確認試験</p> <p>試験方法 引張試験機による引張り試験</p> <p>試験箇所数 1施工単位に対し1本以上</p> <p>対象機器 (・ 配電盤 ・ 非常用発電機 ・ 直流電源装置 ・ 変圧器)</p> <p>確認強度 対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上</p> <p>38. 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。</p> <p>ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に実施し、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽)にあっては有効質量)に、</p> <p>地域係数 (・ 1.0 ※ 0.9 ・ 0.8)と、</p> <p>次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>設計用標準水平地震度</th> <th>特定の施設</th> <th>一般の施設</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> </table> <p>上層階とは地階を除く2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。</p> <p>中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。</p> <p>水槽類にはオイルタンクを含む。</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <p>(・ 給水機器 ())</p> <p>(・ 排水機器 ())</p> <p>・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器</p> <p>・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備</p> <p>・ 避難経路上に設置する機器</p> <p>2) 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とする。</p> <p>1) EM電線類で規格等の定めのないものは、ハログン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、電線及びEMケーブルは標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。</p> <p>2) 電線の色別は、原則として電気設備工事の工事仕様書による。</p> <p>○ 事前調査(監督員に報告書を提出すること。)</p> <p>調査内容</p> <p>調査項目 ・ 改修工事関連部分 ・ 排水放流先 ・ 中央監視盤 ・ 水質確認(SUS腐食) ※ 石綿事前調査</p> <p>○ 既存排水勾配</p> <p>調査範囲 ・ 既存設備システム ・ 図示</p> <p>調査方法 ・ 現地目視 ・ 既存資料調査(貸与資料 ・ 有 ・ 無) ・ 図示 ○ 測量</p> <p>41. 撤去工事</p> <p>撤去する配管、ダクト(付属品含む)の保温材は、配管・ダクト等より分離する。</p> <p>42. 非破壊検査</p> <p>はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い、監督職員に報告する。原則、探査方法は走査式埋設物調査(電磁誘導法または電磁波レーダ法)とする。</p> <p>放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。放射線透過検査の検査費は別途とする。</p> <p>図面に特記のない場合は別紙「工事区分表」による。</p> <p>電気設備工事、建築工事等との合併工事の場合は工程区分とする。</p> <p>(・)書きの室名は天井無しを示し、その他は天井ありを示す。</p> <p>(1) 工事完成図書引渡し書 A4版</p> <p>(2) 完成図書(A4版)</p> <p>(3) 諸官庁届出書類一覧表(諸官庁届出書類(正)許可証(正)共)</p> <p>(4) 完成図面・施工図面二折製本 A3版</p> <p>(5) 縮小完成図面・施工図面二折製本 A4版</p> <p>(6) 工事記録写真 A4版(工事記録写真)</p> <p>(完成写真) 電子ファイル(PDF形式)</p> <p>(7) 運転操作説明書・取扱説明書を簡易にまとめたもの A4版製本</p> <p>(8) 工事監理図書 A4版</p> <p>(9) 電子成果品(電子納品)</p> <p>(10) 建物基本情報及び型式台帳(監督職員が指定する様式で作成)</p> <p>(11) その他監督員が必要と指示したもの(フロン台帳等)</p>	設計用標準水平地震度	特定の施設	一般の施設	設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5		屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		中間階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		地階・1階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		<p>一般共通事項</p> <p>43. 電子納品</p> <p>電子成果品を「営繕工事電子納品要領」(以下、要領という)に基づき作成する。</p> <p>※ 電子納品対象データは同要領に基づくが、変更がある場合は監督職員との協議で決定する。</p> <p>・ 本業種が付帯の場合は、元請業種へ技術資料等を提供する。</p> <p>(1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。なお、運用にあたっては「広島県工事情報共有システム運用ガイドライン」に基づき実施すること。</p> <p>(2) 本工事で使用する情報共有システムは次とする。</p> <p>広島県工事情報共有システム</p> <p>https://shotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/asp/index.html</p> <p>(3) 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行い、利用料を支払うものとする。</p> <p>(4) 受注者は、監督職員又はサービス提供者から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためアンケート等求められる場合、協力しなければならぬ。</p> <p>受注者は受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注、変更、完成、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。</p> <p>・ 本業種が付帯の場合は、元請業種で登録を行う。</p> <p>工事の着手に先立ち、現場の体制・組織、仮設計画、安全衛生管理、緊急時の連絡、災害予防その他の現場運営に必要な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し提出する。</p> <p>また各種類の工事の施工にあたっては「工種別施工計画書」を作成する。</p> <p>約款第11条に規定する工事履行報告書は、営繕課で示す様式「期間別工事工程報告書」で、工程写真、状況写真を添付して月2回提出する。</p> <p>(1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県(環境県民局)及び保健所設置政令市等(広島市、呉市、福山市)が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設(許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に合った適正な施設)で処理すること。ただし、建設廃棄物が、破砕等(選別を含む)により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。(原則、県内処分)</p> <p>(2) 本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前記(1)に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になるものを見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用(単価)は変更しない。</p> <p>(3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいく。</p> <p>設計図書の優先順位は次の順序とする。</p> <p>① 技術的説明事項(追加説明、質問回答を含む)</p> <p>② 特記仕様書</p> <p>③ 設計図面</p> <p>④ 標準仕様書・標準図</p> <p>官公署その他への手続きは、受注者が滞りなく行い、これに要する費用は、すべて受注者の負担とする。また関係法令に基づく官公署その他関係機関の検査において、その検査に必要な資材及び労務を提供し、これに直接要する費用を受注者が負担する。</p> <p>建築、電気その他別契約の関係工事について、工程及び、取合部分の施工に関し、常に緊密に連絡し、工事の内情を適宜に伝えるものとする。</p> <p>工事中及び完成後、下記に示す調査を行うため受注者より連絡があれば対応すること</p> <p>① 公共事業労務費調査…工事中に実施 (調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等)</p> <p>② 契約不適合調査…建設工事請負契約第46条の5に定める期間内現場の見やすい位置に監督職員が指示する次の表示板を設置する。</p> <p>※ 工事名等の表示板(900mm×600mm) ・ 工事概要等の説明看板(900mm×600mm) 作業期間、交通誘導員を (人/日) 配置すること。</p> <p>・ 本業種が付帯の場合は、元請業種で配置する。</p> <p>・ 別途工事で配置する。(工事名: ・ 説明書(監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の取扱要領を記載した説明書等を作成する。)</p> <p>・ 説明板(監督職員と協議の上、設備機器類及び一連の装置等の系統図、取扱要領を記載した説明板を作成する。)</p> <p>59. 工事中の補償</p> <p>地上物件、地中埋設物等で本工事に起因して損傷した場合は、速やかに補修し、完全に復元するものとする。</p> <p>60. 工事後の補償</p> <p>工事完成引渡後、施工または機器、材料の不備による故障は、約款第41条(契約不適合)により1年間受注者の負担で完全に補修するものとする。</p> <p>工事完了後も監督職員の指示した日時までは受注者で管理し、各種公課に対する料金及び各種の被害(火災、盗難、破損等)は一切受注者の負担とする。</p> <p>現場説明書による。</p>
建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備考																																																																																																																																																																																																															
市営住宅	RC造	地上3階	1,517.47	5項口	既存																																																																																																																																																																																																															
建物別及び屋外工事種目	工	事	種	別																																																																																																																																																																																																																
・空調設備																																																																																																																																																																																																																				
・換気設備																																																																																																																																																																																																																				
・排煙設備																																																																																																																																																																																																																				
・自動制御設備																																																																																																																																																																																																																				
・衛生器具設備																																																																																																																																																																																																																				
○給水設備	撤去・新設																																																																																																																																																																																																																			
○排水設備	撤去・新設																																																																																																																																																																																																																			
・給湯設備																																																																																																																																																																																																																				
・消火設備																																																																																																																																																																																																																				
・ガス設備																																																																																																																																																																																																																				
・厨房設備																																																																																																																																																																																																																				
・浄化槽設備																																																																																																																																																																																																																				
・雨水利用設備																																																																																																																																																																																																																				
・特殊ガス設備																																																																																																																																																																																																																				
・電気設備工事																																																																																																																																																																																																																				
・建築工事																																																																																																																																																																																																																				
空調方式等	・空調和 (・ パッケージ方式 ・ ガスエンジンヒートポンプ方式 ・ ファンコイルユニット・ダクト付用方式 ・ 単一ダクト方式 ・ 各階ユニット方式)																																																																																																																																																																																																																			
主要熱源機器	・空気熱源ヒートポンプユニット ・ マルチパッケージ形空調和機 ・ パッケージ形空調和機 ・ ガスエンジンヒートポンプ式空調和機 ・ テリングユニット ・ 吸収冷水機 ・ 吸収温水機ユニット ・ 鋼製ボイラー ・ 鉄製ボイラー ・ 温水発生機 (・ 真空式 ・ 無圧式)																																																																																																																																																																																																																			
換気設備	・ 1種換気 ・ 2種換気 ・ 3種換気																																																																																																																																																																																																																			
排煙設備	・ 機械排煙 (・ 有 ・ 無) ・ 適用法規 (・ 建基法 ・ 消防法)																																																																																																																																																																																																																			
自動制御設備	・ 自動制御方式 (・ 電気式 ・ 電子式 ・ デジタル式)																																																																																																																																																																																																																			
給水方式	○ 水道直結 ・ 高置タンク ・ ポンプ直送 ・ タル水道直結増圧																																																																																																																																																																																																																			
排水方式	建物内の汚水と雑排水 (○ 合流 ・ 分流) ・ ポンプ排水 ・ 有 (・ 汚水 ・ 雑排水 ・ 湧水) ・ 無																																																																																																																																																																																																																			
放流水	・ 直放流下水管 ・ 浄化槽 ・ 側溝 ・ 別途樹																																																																																																																																																																																																																			
先排水槽	・ 有 (計画容量: ㎡) ・ 無																																																																																																																																																																																																																			
給湯設備	・ 有 (・ 局所式 ・ 中央式) ・ 無																																																																																																																																																																																																																			
熱源	・ 電気 ・ 都市ガス ・ 液化石油ガス ・ 灯油 ・ A重油)																																																																																																																																																																																																																			
消火設備	・ 屋内消火栓 ・ 連結給水管 ・ 屋外消火栓 ・ スプリンクラー ・ 消防用水 ・ 泡消火 ・ 連結給水装置 ・ 粉末消火装置 ・ 不活性ガス消火 ・ 窒素 ・ フード等用簡易自動消火装置 ・ 無																																																																																																																																																																																																																			
ガス設備	・ 都市ガス 種別 (MJ / m ³ N) ・ 液化石油ガス																																																																																																																																																																																																																			
浄化槽設備	○ 有 (○ 合併処理 ・ 小規模合併処理) ・ 無																																																																																																																																																																																																																			
設計用標準水平地震度	特定の施設	一般の施設																																																																																																																																																																																																																		
設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	一般機器																																																																																																																																																																																																																
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																															
防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																																																																																																																																																																																
屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																															
機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																
中間階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																																																																																																																																																																															
水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																
機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																																																																																																																																																																																
地階・1階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																															
水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																																																																																																																																																																																
区分	項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																		
一般共通事項	① 施工図等	施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。																																																																																																																																																																																																																		
	2. 保安規定	中国地方整備局制定の営繕工事事業用工作物電気保安規程を (・ 適用 ・ 準用) する。																																																																																																																																																																																																																		
	③ 施工条件	現場説明書による。																																																																																																																																																																																																																		
	④ 工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を、監督職員に提出する。																																																																																																																																																																																																																		
	⑤ 発生材の処理等	引渡しを要するもの ・ 有 (・ 機器類 ・ 金属類 ・)																																																																																																																																																																																																																		
	※51. 建設廃棄物の処理も確認すること	特別管理産業廃棄物 ※ 無																																																																																																																																																																																																																		
		再生資源化を図るもの ・ 有 (・ 配管用保温材 ・)																																																																																																																																																																																																																		
		石綿含有設備資材(ガスケット、パッキン、たわみ継手等)は関係法令に従い適切に処理を行う。引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。																																																																																																																																																																																																																		
		撤去機材等(石綿類を含む)の搬出・処分費																																																																																																																																																																																																																		
		※ 本工事 ・ 別途工事																																																																																																																																																																																																																		
		フロン、臭化リチウム液、残油処理の搬出・処分費																																																																																																																																																																																																																		
		※ 本工事 ・ 別途工事																																																																																																																																																																																																																		

<p>⑥ 環境への配慮</p> <p>1) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。</p> <p>2) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。</p> <p>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗料は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発散量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド」の放散量の区分に応じた材料を使用する。</p> <p>② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。</p> <p>③ 接着剤は、可塑性(フタル酸ジエーテル及びフタル酸ジエーテルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性を除去)が添加されていない材料を使用する。</p> <p>④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散量が極めて少ない材料を使用したものとする。</p> <p>⑦ 機材の品質等</p> <p>1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。</p> <p>2) 別表-1に示す機材等を使用する場合は次の①から⑥すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、①から⑥すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承諾を受けた場合は、証明となる資料等の提出を省略することができる。</p> <p>① 品質及び性能に関する試験データを整備していること。</p> <p>② 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。</p> <p>③ 安定的な供給が可能であること。</p> <p>④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>⑥ 販売、保守等の営業体制を整えていること。</p> <p>⑧ 機材の承諾図</p> <p>機械設備工事機材承諾図様式(令和4年版)によるほか、監督職員の指示による。</p> <p>⑨ 図形表示</p> <p>10. 容量等の表示</p> <p>1) 機器類の能力、容量等は原則として表示された値以上とする。</p> <p>2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された値以下とする。</p> <p>・ 建築板金(ダクト製作及び取付) ・ 熱絶縁施工(保温工事) ・ 配管(配管工事) ・ 冷凍空調調機器施工(冷凍空調機器据付)</p> <p>建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定 ※ 不要 ・ 要測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所等(※ 現場説明書)による。</p> <p>(※ 標準仕様書 ・ 図示)による。</p> <p>「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン(平成16年1月制定 原子力安全・保安院)」及び「高調波抑制対策技術指針(IEAG9702-2013)」に基づき、高調波対策を行う。</p> <p>下記項目の総合調整を行ない測定表を監督職員に提出する。(1部)</p> <p>・ 質量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定</p> <p>○ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定 ・ 測定箇所等は監督職員との協議による。</p> <p>ステンレス管に使用するバルブは50A以下は青銅製、65A以上はステンレス製を使用する。</p> <p>※ ペローズ形 ・ スリーブ形</p> <p>※ 合成ゴム製(球形) ・ ポリテトラフルオロエチレン樹脂製</p> <p>・ ペローズ形(ステンレス製)</p> <p>※ 標準図(施工3)による。</p> <p>つば付き鋼管製に替えて、非加硫ブチルゴム系止水材でもよい。</p> <p>1) 形式はビートル管式(コック付)とする。 ※ 固定式</p> <p>2) 下記の箇所、若しくは図示により取付ける。</p> <p>・ ボイラー又は熱交換器の温水出口 ・ 冷凍機類の冷水出口</p> <p>・ 冷水ヘッダーの各送水管 ・ 冷凍機類の冷却水出口</p> <p>・ ユニット形空調和機の冷水水出口</p> <p>(・ 給水 ・ ガス ・ 油) 配管の変位吸収は (※ 標準図(施工4, 5) ・ 図示)による。</p> <p>呼径60S0以下の継手は、メカニカル形とし、SAS322を満足するものとする。</p> <p>※ 接着接合 ・ ゴム輪接合</p> <p>50A以下 ※ メカニカル接合 ・ 電気融着接合</p> <p>75A以上 ※ 電気融着接合</p> <p>・ ガス配管 ・ 冷水配管 ・ 冷却水配管</p> <p>非破壊検査 ※ 無 ・ 浸透探傷検査又は磁粉探傷検査</p> <p>・ 放射線透過検査</p> <p>抜取率は ・ 標準仕様書による ・ %</p> <p>鋼管とステンレス鋼管、鋼管と鋼管は (※ 標準図 ・ 図示)による。</p> <p>ポンプ及び屋外設置機器・ピット内のアンカーボルト、ナットはステンレス(SUS304)製とし、屋外及びピット内の配管、ダクトに使用する支持金物等はステンレス(SUS304)製又は、溶融亜鉛めっき仕上げとする。</p> <p>溶融亜鉛めっきは ※ HDZT49 ・ HDZT70</p> <p>標準仕様書によるほか図示の箇所における。</p> <p>1) 屋内露出(一般居室、廊下)の外装は ※ A1 ○ A2</p> <p>2) 冷媒管の保温外装は</p> <p>屋内露出 ・ 合成樹脂カバー (A2・(イ)・ロ)・V1)</p> <p>・ 保温化粧ケース(耐候性樹脂製)</p> <p>屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2・(イ)・ロ)・V1)</p> <p>・ 保温化粧ケース</p> <p>・ 耐候性樹脂 ・ ステンレス鋼板</p> <p>・ 高耐食鋼板(溶融亜鉛めっき)</p> <p>3) 標準仕様書以外で多湿箇所の適用 (※ 無)とする。</p> <p>4) 全熱交換器の機器外側ダクト (※ 給気側 ・ 排気側外壁より1m)による。保温(25mm厚)する。</p> <p>5) 厨房用排気ダクトの断熱(隠れ部) (※ 無)とする。</p> <p>6) 共同溝の保温種別は (配管: ・) ・ 行わない。</p> <p>ダクト: ・)とする。</p> <p>⑩ 埋設表示</p> <p>29. 保温</p>	<p>一般共通事項</p> <p>30. 塗装</p> <p>下記の部分を除き、原則として塗装(標準仕様書第2編3.2による)を行う。</p> <p>重鉛めっきされたもので、常時隠へいされる部分、金属電線管、鋼製架台及び支持金物類、主・各階機械室内等及び電気室内の亜鉛めっきされた露出ダクト及び露出配管、カラー亜鉛鉄板面、亜鉛めっき以外のめっき仕上げ面、樹脂コーティング等を施したもので、常時隠へいされる部分アルミニウム、ステンレス、銅、溶融アルミニウム-亜鉛鉄板、合成樹脂製等、特に塗装の必要を認められない面、埋設されるもの。</p> <p>(ただし、防食塗装部分を除く)</p> <p>塗装を施さない部分・箇所 ※ 倉庫 ・ 車庫 ・ 駐車場</p> <p>ただし、残りネジ及びパイプレンチのチャック跡部の鉄面は、さび止めペイント2回塗りを行う。</p> <p>「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく足場の設置にあたっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。</p> <p>・ 内部足場 (※ A、B、C、D種 ・ E種 ・ F種 ・ G種)</p> <p>・ 外部足場 (※ D、E種 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ F種)</p> <p>⑫ 工事用電力、水、その他</p> <p>本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は全て受注者の負担とする。</p> <p>本工事で設置する。(規模及び仕上げの程度は現場説明書による)</p> <p>構内で作ることが ※ できる ・ できない</p> <p>1) 埋戻し土は ※ 根切り土中の良質土 (コンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類</p> <p>2) 建設発生土は ※ 構内敷きならし ・ 構内の指示ある場所に堆積 ・ 構外に搬出し適切に処理(現場説明書)</p> <p>36. コンクリート工事</p> <p>コンクリートの設計基準強度は ※ 18N/mm²以上 ・ 図示による。</p> <p>37. あと施工アンカー</p> <p>施工後確認試験</p> <p>試験方法 引張試験機による引張り試験</p> <p>試験箇所数 1施工単位に対し1本以上</p> <p>対象機器 (・ 配電盤 ・ 非常用発電機 ・ 直流電源装置 ・ 変圧器)</p> <p>確認強度 対象機器ごとのアンカーボルト1本に作用する引抜き力以上</p> <p>38. 耐震施工</p> <p>設備機器の固定は、次に示す設計用地震力に耐える方法とする。</p> <p>ただし、重量1kN以下の軽量な機器については、設備機器の製造者の指定する方法で確実に実施し、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽)にあっては有効質量)に、</p> <p>地域係数 (・ 1.0 ※ 0.9 ・ 0.8)と、</p> <p>次に示す設計用標準水平地震度を乗じたものとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>設計用標準水平地震度</th> <th>特定の施設</th> <th>一般の施設</th> </tr> <tr> <th>設置場所</th> <th>機器種別</th> <th>重要機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> <tr> <td>上層階</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振設置機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>屋上及び塔屋</td> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>地階・1階</td> <td>防振設置機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td> </td> </tr> </table> <p>上層階とは地階を除く2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3、13階建以上の場合は上層4階とする。</p> <p>中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。</p> <p>水槽類にはオイルタンクを含む。</p> <p>重要機器は次のものを示す。</p> <p>(・ 給水機器 ())</p> <p>(・ 排水機器 ())</p> <p>・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災機器</p>	設計用標準水平地震度	特定の施設	一般の施設	設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	一般機器	上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5		屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		中間階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6		機器	1.0	0.6	0.6	0.4		地階・1階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	
設計用標準水平地震度	特定の施設	一般の施設																																																													
設置場所	機器種別	重要機器	重要機器	一般機器																																																											
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																										
防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																											
屋上及び塔屋	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																										
機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
中間階	防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																										
水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											
機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																											
地階・1階	防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																										
水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																											



工事場所：市営高木第一住宅 府中市高木町

付近見取図

凡例	記号	名称	摘要	仕様
—	○	給水管	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	屋外埋設部 SGP-VD
—	○	排水管	硬質塩化ビニル管	屋外埋設部 VP
—	○	通気管	硬質塩化ビニル管	屋外埋設部 VP

更新前 → **更新後**

LED街路灯 水銀灯100形相当

既設器具仕様	
品名	外灯A
電球	HF100W
取付方法	吊り灯
材質	7A5
仕上	横付塗装(こげ茶)
点灯	
力率	高効率100V安定器
hV-β	乳白77%
備考	カットアウトスイッチ内蔵

※安定器及び灯具取替…4箇所
既設吊り灯塗装(灯具近似色)

hV-β+α モー451XY7573LE9
電球色、3000K、Ra85
器具光束1620lm、消費電力21W、電圧100~242V
本体：783×431(吊りフック)
天板：鋼板(厚77×77)×77×77
光束維持時間40000時間(光束維持率75%)
落下防止74付、耐雷+β：15KV
上方光束比0~5%以下

先端 76.3φ
89.1φ
2.250
1.250
4.100
600

更新前 → **更新後**

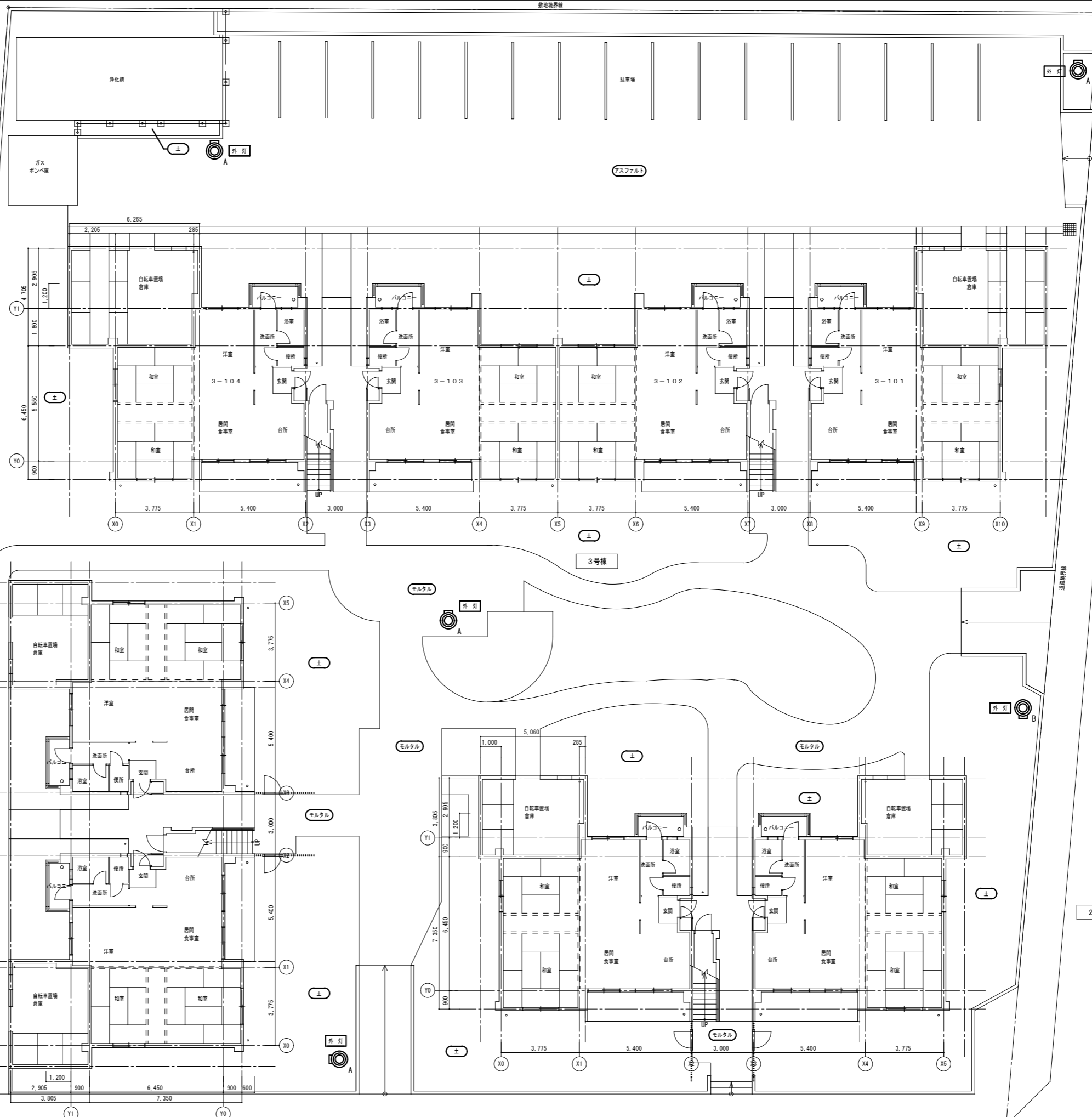
街路灯 水銀灯250形相当

既設器具仕様	
品名	外灯B
電球	HF200W
取付方法	ポール灯
材質	アルミ
仕上	横付塗装(こげ茶)
点灯	
力率	高効率100V安定器
hV-β	乳白アクリル
備考	カットアウトスイッチ内蔵

※安定器及び灯具取替…1箇所
既設吊り灯塗装(灯具近似色)

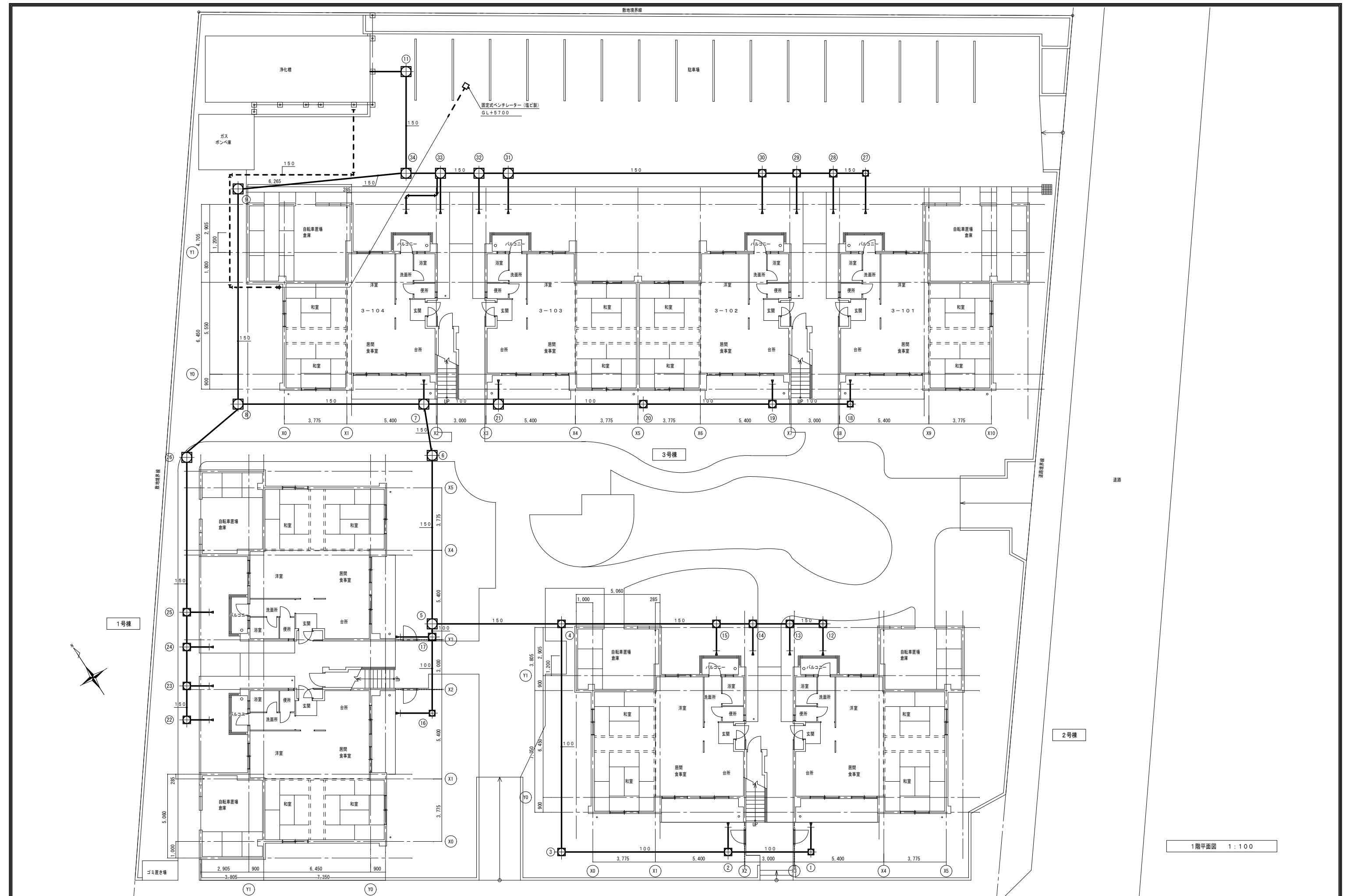
hV-β+α モー451XY62622RLE9 + モー4511灯用7-4_DYDX2001
LED内蔵、電圧100V耐圧、10~70lm
光束3500lm、消費電力50W、電圧100~242V
電球色、3000K、Ra80、光束維持時間60000時間(光束維持率85%)
本体：716×431(吊りフック)×77×77
天板：鋼板(厚77×77)
上方光束比0~2.5%、耐雷等級：LP23(灯具のみ)
落下防止74付、耐雷+β：15KV

先端 90φ
100φ
2.250
1.250
4.100
600



配置図 1:100

※ ○ は、仕上げを示す

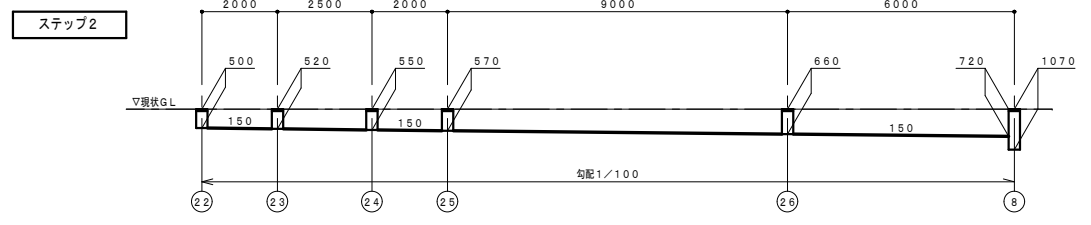
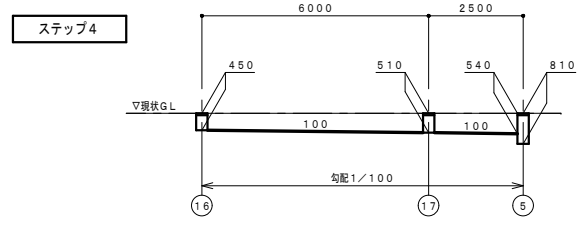
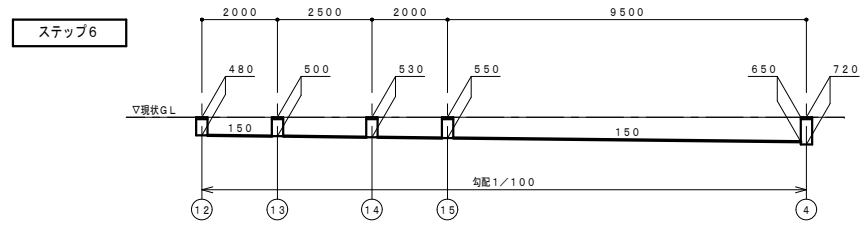
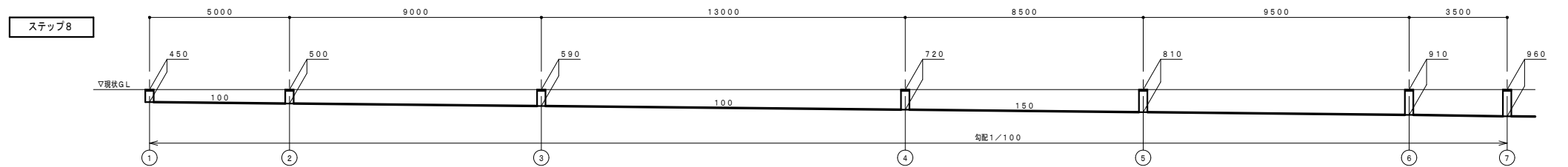


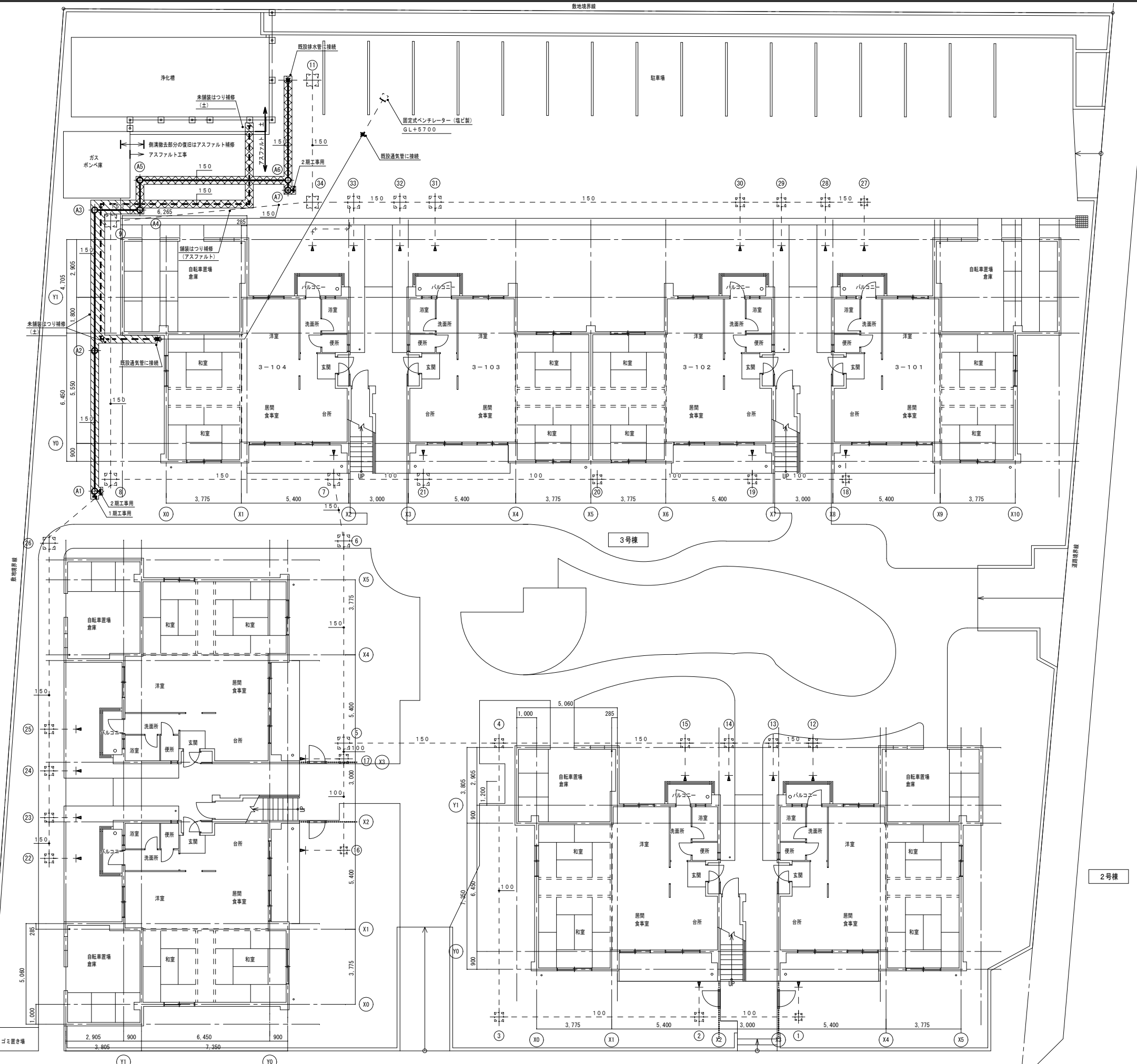
1階平面図 1:100

<p>空 気 調 和 ・ 換 気 設 備</p>	<p>1. 設計用温度湿度条件</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">外 気 条 件</th> <th colspan="4">室 内 (調整目標値)</th> </tr> <tr> <th>夏季</th> <th>湿度(D.B)</th> <th>湿 度</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿 度</th> <th>温度(D.B)</th> <th>湿 度</th> </tr> <tr> <td>9時</td> <td>34.9℃</td> <td>51.0%</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12時</td> <td></td> <td></td> <td>28.0℃</td> <td>45%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16時</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>-0.2℃</td> <td>69.9%</td> <td>19.0℃</td> <td>40%</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	外 気 条 件		室 内 (調整目標値)				夏季	湿度(D.B)	湿 度	温度(D.B)	湿 度	温度(D.B)	湿 度	9時	34.9℃	51.0%					12時			28.0℃	45%			14時							16時							冬季	-0.2℃	69.9%	19.0℃	40%			<p>28. 消音内貼り</p> <p>1) 空調用の吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。</p> <p>2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。</p> <p>3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として400×600とする。</p> <p>29. 防振基礎</p> <p>防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。</p> <p>30. 空調用流体の水質基準</p> <p>日本冷凍空調工業会(冷凍空調機製用水質ガイドライン)による。</p> <p>31. フィルターの予備品</p> <p>空気調和機器等又はフィルターの装着枚数の100%を予備品(枠付)として納める。 7)の注は枚数数の(・50%・100%)に当たるものを予備品(枠付)として納める。</p> <p>自動巻取り形及びグリースフィルターは装着単位の100%を予備品として納める。</p>	<p>排 水 設 備</p> <p>3. 汚水、雑排水及び汚物用水中モーターポンプ</p> <p>4. 接続納付金等</p> <p>5. 樹のコンクリート巻き</p> <p>6. 満水試験継手</p>	<p>水中三相誘導電動機は、(※乾式・油封式)とする。</p> <p>電動機の極数は図示による。</p> <p>着脱装置、ストレーナー及び水中ケーブルの長さは図示による。</p> <p>※別途工事・本工事</p> <p>小口径等はコンクリート巻き仕上げとする。(但し舗装等の仕上げ部分は除く。)(施工の際は鉄筋又は、金網で補強を入れること。)</p> <p>図示の位置に取り付ける。</p>	<p>石綿含有設備資材の処理について</p> <p>I. 石綿を含有する設備資材の撤去方法</p> <p>1. 工事受注者は、施工に先立ち以下の報告を行うこと。</p> <p>撤去に先立ち、「大気汚染防止法」の他「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき関係機関と協議を行い、監督職員に報告する。</p> <p>2. 各部位の撤去方法は、以下の内容及び撤去要領図を参考に、計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(1)ダクトフランジ部 ダクトフランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)ダクトの切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼り等を施す。</p> <p>2)ダクトの切断は、フランジ部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3)ダクト片側の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施し、もう片側の切断を行う。</p> <p>(2)たわみ継手フランジ部 たわみ継手フランジ部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)ダクト及び機器の切断に先立ち、飛散防止措置としてダクトフランジ外周部分に、飛散抑制剤の塗布又はビニールテープ貼り等を施す。</p> <p>2)ダクト及び機器の切断は、フランジ部分の約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>3)ダクト及び機器の切断終了後、フランジ内周部分に外周同様に飛散防止措置を施す。</p> <p>(3)配管フランジ部 配管フランジ部におけるガスケット撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)配管の切断は、フランジ部分にからない箇所において行う。</p> <p>(4)成形保温材付き配管の曲線部 成形保温材付き配管の曲線部の撤去は、原則として切断による方法とする。</p> <p>1)配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。</p> <p>2)ビニールシート等で成形保温材を包み配管表面でテープ止めとし密閉する。</p> <p>3)配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。</p> <p>II. 石綿を含有する設備資材の処理方法(※撤去費・運搬費・処分費は別途)</p> <p>(1)処理に先立ち、関係機関と協議を行い計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。</p> <p>(2)石綿含有廃棄物であることを表示すると共に、石綿飛散防止対策として「大気汚染防止法」の他、「労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法、建設リサイクル法、地方自治体による条例」等に基づき構外撤出適切処理とする。</p> <p>(3)構外撤出適切処理後、監督職員へ報告書を提出する。</p> <p>(4)石綿含有設備機器については、施設管理者及び監督職員と協議の上、適切に処理を行う。</p>
	外 気 条 件		室 内 (調整目標値)																																																			
夏季	湿度(D.B)	湿 度	温度(D.B)	湿 度	温度(D.B)	湿 度																																																
9時	34.9℃	51.0%																																																				
12時			28.0℃	45%																																																		
14時																																																						
16時																																																						
冬季	-0.2℃	69.9%	19.0℃	40%																																																		
<p>2. 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 空調機用トラップ</p> <p>5. 銅板製煙道</p> <p>6. ばい煙濃度計</p> <p>7. 冷却塔</p> <p>8. ユニット形 空気調和機</p> <p>9. ファンコイルユニット</p> <p>10. パッケージ形 空気調和機</p> <p>11. マルチパッケージ形 空気調和機</p> <p>12. 集中管理リモコン ・個別リモコン</p> <p>13. 空気清浄装置</p> <p>14. オイルポンプ</p> <p>15. 開放形膨張タンク</p> <p>16. 地下オイルタンク</p> <p>17. オイルサービスタンク</p> <p>18. ダクト</p> <p>19. チャンパー等</p> <p>20. 吹出口・吸込口の ボックス</p> <p>21. グリス除去装置</p> <p>22. 風量測定口</p> <p>23. 温度計</p> <p>24. 圧力計</p> <p>25. ダンパー</p> <p>26. 定風量・変風量 ユニット</p> <p>27. 冷水水管等のエア抜き</p>	<p>1) 冷水・温水・冷温水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>2) 膨張・空気抜・補給水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>3) 冷却水 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>4) (削除)</p> <p>5) (削除)</p> <p>6) (削除)</p> <p>7) 冷媒 ・ 断熱材被覆鋼管</p> <p>8) 空調用給水 ・ ステンレス鋼管(SUS304)</p> <p>9) 空調用排水 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP) ・ 結露防止層付硬質塩化ビニル管 図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>トラップの形式はフロートボール式(床置型) ※FRP製保温型</p> <p>1) 厚さ ※3.2mm・4.5mm</p> <p>2) ばい煙濃度計 ・ 取付ける ・ 取付けない</p> <p>3) ばいじん測定口(80φ×2) ※取付ける ・ 取付けない</p> <p>4) 伸縮継手及び排出口は図示による。</p> <p>投光器及び受光器は、送風機付きとする。</p> <p>標準型、低騒音型、超低騒音型の規定は、日本冷却塔工業会の騒音基準値による。</p> <p>コイル通過後のケーシングに講じる表面結露対策は ※不要 ・ 図示による。</p> <p>風量3.0, 0.00m³/hを超える機器の許容騒音レベルは、図示による。</p> <p>冷水水管の接続部(往・還)にはボール弁を取付ける。 ※ 流量調整弁 ・ 定流量弁 を取付ける。 (定流量弁の場合は ・ ダイアフラム式流量可変式 ・ カートリッジオリフィス形)</p> <p>床置形にはサブドレンパンを設ける。材質等はドレンパンに準ずる。</p> <p>インパター機の表示された能力は、型番で選定する。</p> <p>内外渡配線は、原則として冷媒管と共巻きとする。(エアコン含む)</p> <p>パッケージ形空気調和機の記載による。</p> <p>リモコンの系統区分は図示による。</p> <p>(項目削除)</p> <p>形式 ※ 渦流形 ・ 歯車形</p> <p>(項目削除)</p> <p>1) 据付け方法は ※ 標準図(施工32)(二重殻タンク) ・ 標準図(施工33)(タンク室有り)</p> <p>2) 保護被覆は ※ FRP ・ エポキシ樹脂 ・ アスファルト</p> <p>3) 遠隔油量指示装置(液面計は(・ 抵抗変換式 ・ 磁気式)で(・ 屋内 ・ 屋外)より油量監視用)を取付ける。</p> <p>4) 基礎杭は ※ 不要</p> <p>要(但し杭は ※ 別途工事 ・ 本工事)</p> <p>5) 土留め工事は ※ 不要 ・ 要(・ 本工事 ・ 別途工事)</p> <p>油面計はゲージ式(側圧式)とする。</p> <p>1) ※ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト ・ 高圧2ダクト</p> <p>2) 長方形ダクトは ・ コーナーボルト工法(共板フランジ又はスライドオンフランジ) (ただし、長辺が1500mmを超えるものはアングルフランジ工法とする)</p> <p>・ アングルフランジ工法</p> <p>3) 防火区画を貫通するダクトは、その貫通する部分の前後150mmを1.6mm厚銅板製とする。</p> <p>4) 厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」による。</p> <p>1) シーリングディフューザーの接続は標準図(施工49)を参考とする。</p> <p>2) 接続するダクトの施工が困難な場所はフレキシブルダクトを使用してもよい。</p> <p>3) 線状吹出口には、長さ+100×300×300Hの接続チャンパーを設ける。</p> <p>4) 外壁に面するガラリにチャンパー等を設ける場合は、雨水等を自然に排出できるように勾配をつける。</p> <p>・ グリスエクストラクター ・ グリスフィルター</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。</p> <p>・ 空調機のサブライチャンパーからの分岐ダクト ・ 外気取入れダクト</p> <p>標準仕様書によるほか図示した箇所及び下記の箇所に取付ける。</p> <p>・ 空気調和機、全熱交換器廻りの運気ダクト、外気ダクト及び給気ダクト</p> <p>機器付属以外の温度計は ※ バイメタル式温度計 ・ ガード付き形温度計</p> <p>標準図によるほか図示した箇所に取付ける。</p> <p>(項目削除)</p> <p>・ メカニカル形 ・ 風速センサー形</p> <p>1) エア溜まりを生ずるとされる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置(※ 手動 ・ 自動)を設ける。</p> <p>2) 自動エア抜き弁装置は、標準図(施工38(g))による。</p> <p>3) 機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より2mとする。</p>	<p>排 煙 設 備</p> <p>1. ダクト</p> <p>2. 排煙口</p> <p>3. 排煙口開放及び 復帰方式</p> <p>4. 排煙風量測定</p> <p>1. システム構成・機能</p> <p>2. 自動制御機器</p> <p>3. 自動消音機</p> <p>4. 中央監視制御装置</p> <p>5. 計装工事の記録</p> <p>1. 一般事項</p> <p>2. 小便器用節水装置</p> <p>3. 自動水栓</p> <p>4. 大便器用洗浄弁</p> <p>5. 温水洗浄便座</p> <p>6. 器具と排水管接続</p> <p>7. 水栓</p> <p>① 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>② 弁類</p> <p>3. 量水器</p> <p>④ 量水器樹</p> <p>5. 定水位調整弁</p> <p>6. 緊急遮断弁装置</p> <p>7. 水栓柱</p> <p>8. 不凍水栓柱</p> <p>9. 水栓</p> <p>10. タンク</p> <p>11. 引込納付金等</p> <p>12. ガッパのコンクリート巻き</p> <p>① 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>(項目削除)</p> <p>・ メカニカル形 ・ 風速センサー形</p> <p>1) エア溜まりを生ずるとされる配管箇所には、必要に応じて操作の容易な位置にエア抜き弁装置(※ 手動 ・ 自動)を設ける。</p> <p>2) 自動エア抜き弁装置は、標準図(施工38(g))による。</p> <p>3) 機械室の手動式エア抜き配管で、特記のない場合の保温範囲は原則として分岐部より2mとする。</p>	<p>1) 空調用の吹出口接続チャンパー及び図示したダクト並びにチャンパー類とする。</p> <p>2) 内貼りチャンパー類の寸法は、外法寸法とする。</p> <p>3) 吹出口接続チャンパー以外の内貼りしたチャンパーには点検口を取付ける。点検口の大きさは、原則として400×600とする。</p> <p>防振基礎の防振材及び振動絶縁効率は、標準仕様書および標準図によるほか、図示による。</p> <p>日本冷凍空調工業会(冷凍空調機製用水質ガイドライン)による。</p> <p>空気調和機器等又はフィルターの装着枚数の100%を予備品(枠付)として納める。 7)の注は枚数数の(・50%・100%)に当たるものを予備品(枠付)として納める。</p> <p>自動巻取り形及びグリースフィルターは装着単位の100%を予備品として納める。</p> <p>※ 垂鉛鉄板製 ・ 鋼板製(厚1.6mm)</p> <p>・ パネル形 (・ 天井取付 ・ 壁取付)</p> <p>・ スリット形 (・ 天井取付 ・ 壁取付)</p> <p>・ ダンパー形 (・ 天井内取付 ・)</p> <p>電気式(遠隔操作) ※ 不要 ・ 要)</p> <p>排煙口から手動開放装置への配線は、標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による耐熱・耐火ケーブルとする。</p> <p>建築設備定期検査業務基準書2023年版(「財」)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。</p> <p>図示による。</p> <p>調節器等の取付け高さは ※ 1300mm</p> <p>屋内用キャビネットは ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製</p> <p>・ 有り(構成機能は図示による) ・ 無し</p> <p>1) 屋外、屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。</p> <p>天井隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。</p> <p>2) 原則として、次の用途に使用する電線類はEMケーブルとし、規格は一般共通事項9.電線類の規格による。</p> <p>(機器、盤類はこれによらなくてもよい)</p> <p>用途:①電線類、接地線</p> <p>②電気式の調節器(サーモ・ヒューミ等)用電線</p> <p>③各種検出器(温度・湿度等)・操作器(バルブ・ダンパー等)における弱電信号、通信線を除く制御線</p> <p>型番変更等により参考型番が変更又は廃止されている場合、参考型番の同等品とする。</p> <p>大便器、小便器には、標記板(アクリル板に印刷可)を取付ける。</p> <p>形式は(※小便器一体型 ・ 小便器分離型)とする。</p> <p>洗浄水量4リットル/回以下とする。</p> <p>※ 個別感知方式(※AC電源 ・ 乾電池) ・ 手動式</p> <p>電源種別は ※ AC電源 ・ 自己発電 ・ 乾電池</p> <p>車椅子用洗面器に設ける自動水栓に手動スイッチとする。</p> <p>※ 設ける ・ 設けない</p> <p>操作方式 ・ 電気開閉式(・ センサー式 ・ タッチスイッチ式) ・ 手動式</p> <p>洗浄水加熱方式は(・ 瞬間方式 ・ 貯湯方式)とし、付加機能は図示による。</p> <p>※ 標準図(施工65) ・ 標準図(施工66)</p> <p>・ 水栓は節水コマ付きを採用する。 ・ 水栓ハンドルは極力レバー式を採用する。</p> <p>1) 一般配管用 ・ 水道用硬質塩化ビニル管(SGP-VB・FVB)</p> <p>・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIWP) ・ 架橋ポリ塩化ビニル管</p> <p>2) 土間配管用 ① 水道用硬質塩化ビニル管(SGP-VB・FVB)</p> <p>・ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管(HIWP) ・ 架橋ポリ塩化ビニル管</p> <p>3) 地中配管用 ・ 水道用硬質塩化ビニル管(HIWP)</p> <p>・ 水道配水用ポリエチレン管 ・ 水道用ポリエチレン二層管</p> <p>1) 公営水道に直結する配管に使用するもの耐圧は、10Kとする。</p> <p>2) 受水タンク以降の配管に使用するもの耐圧は、5Kとする。</p> <p>3) 給水引込部の(・ 止水栓 ・ 弁類)は水道事業者指定品とする。</p> <p>1) 親メーター ※ 借用 ・ 買取り(・ 直読 ・ 遠隔表示)</p> <p>2) 子メーター ※ 買取り ・ 借用(・ 直読 ・ 遠隔表示)</p> <p>現地表示式(直読式)の表示機構は ※ 湿式アナログ式 ・ 乾式デジタル式</p> <p>遠隔表示式は(※バルブ式 ・ 電文式)発信器を備える。</p> <p>1) 親メーター用 ※ 水道事業者の指定品 ・ 標準図(機材57)</p> <p>2) 子メーター用 ※ 標準図(機材57) ・ 水道事業者の指定品</p> <p>・ 標準仕様書による ・ 水道事業者指定品</p> <p>・ 定流量弁を定水位調整弁の手に設置する。</p> <p>遮断弁の駆動方式は(※電気式 ・ 機械式)とする。</p> <p>※ 合成樹脂製 ・ ステンレス製</p> <p>寸法 ※ 約70mm角全長約1300mm ・ 図示による</p> <p>※ 全長約1200mm ・ 図示による</p> <p>1) 屋外の水栓は、・ キー式ハンドル</p> <p>2) 台所流し用の水栓は泡沫式とする。</p> <p>給水栓用配管の接続口を(※ 設ける ・ 設けない)ものとする。</p> <p>2槽式の場合は、連通管を設けるものとする。</p> <p>※ 別途工事 ・ 本工事</p> <p>ガッパ、散水栓ガッパ等はコンクリート巻き仕上げとする。(但し舗装等の仕上げ部分は除く。)(施工の際は鉄筋又は、金網で補強を入れること。)</p> <p>1) 屋内汚水管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</p> <p>(第1樹まで含む) ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p> <p>2) 屋内雑排水管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</p> <p>(第1樹まで含む) ・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p> <p>・ 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管</p> <p>3) 通気管 ① 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)</p> <p>・ 建築用耐火性硬質ポリ塩化ビニル管(FS-VP)</p> <p>・ 硬質ポリ塩化ビニル管(VU)</p> <p>4) 屋外排水管 ① 硬質ポリ塩化ビニル管(VP)(車道部)</p> <p>記号CADは掃除口を兼用する排水金物を示す。</p>	<p>給 湯 設 備</p> <p>1. 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 弁類</p> <p>3. 保温</p> <p>1. 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>2. 消火栓弁の耐圧</p> <p>3. 保温</p> <p>4. 屋内消火栓</p> <p>5. 屋外消火栓</p> <p>1. 都市ガス設備</p> <p>2. 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>3. ガス漏れ警報器</p> <p>4. 充てん容器</p> <p>5. バルク貯槽</p> <p>6. ガスメーター</p> <p>7. 容器廻りの配管</p> <p>8. 容器転倒防止</p> <p>1. 処理種別及び方式</p> <p>2. その他</p> <p>1. システム構成その他</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 量水器</p> <p>5. 雨水電動遮断弁</p> <p>6. 網かご形スクリーン</p> <p>7. 薬液注入装置</p> <p>1. 処理種別及び方式</p> <p>2. その他</p> <p>1. システム構成その他</p> <p>2. 配管材料</p> <p>3. 弁類</p> <p>4. 量水器</p> <p>5. 雨水電動遮断弁</p> <p>6. 網かご形スクリーン</p> <p>7. 薬液注入装置</p>	<p>1) 配管材料</p> <p>※重複して適用の場合の使用区分は図示による</p> <p>1) 保温付被覆鋼管 ・ 鋼管 ・ ステンレス鋼管</p> <p>・ 耐熱性ライニング鋼管 ・ 架橋ポリ塩化ビニル管</p> <p>2) 湯沸器、給湯機廻りの付属配管等は製造業者標準品とする。</p> <p>図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>ただし、公営水道に直結する部分及び特記部分は、10Kとする。</p> <p>湯沸器の給排気口の隠ぺい箇所は保温 h・(イ)・IX を行う。</p> <p>1) 屋内消火栓 一般配管用 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>地中配管用 ・ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管</p> <p>ビット内 (SGP-VS)</p> <p>2) 連結送水管 一般配管用 ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管(Sch40)</p> <p>地中配管用 (STPG370-VS)</p> <p>3) 一般配管用</p> <p>※ 10K ・ 16K</p> <p>1) 貯水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>2) 充水タンクの保温 ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>3) 消火配管の保温は次による。</p> <p>(屋外露出・寒冷地は保温種別 e2・(ハ)・VII による)</p> <p>・ 屋内消火栓 ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>・ スプリンクラー ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>・ 連結送水管 ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>・ 連結散水 ※ 施工しない ・ 施工する</p> <p>※ 広範囲型2号消火栓 ・ 2号消火栓</p> <p>・ 易操作1号消火栓 ・ 1号消火栓</p> <p>開閉弁の材質は ・ 鋳鉄製(要部青銅製) ・ ステンレス鋳物製</p> <p>箱の材質は ※ 鋼板製 ・ ステンレス鋼板製</p> <p>ガス事業者の規定する供給約款等の定めによる。</p> <p>1) 都市ガス ガス事業者の定めによる。</p> <p>2) 液化石油ガス 一般配管用 ・ 配管用炭素鋼鋼管(白管)</p> <p>地中埋設用 ・ ポリエチレン被覆鋼管</p> <p>※ 不要</p> <p>要(取付け位置は図示による。外部出力端子 ・ 不要 ・ 要)</p> <p>警報器から制御盤、遮断弁までの電線管は別途工事とする。</p> <p>・ 10kg ・ 20kg ・ 50kg 本</p> <p>※ 借用 ・ 買取り</p> <p>・ 縦型 ・ 横型 最大充てん量 _____ kg</p> <p>・ 借用 ※ 買取り</p> <p>1) 親メーターはガス供給事業者より借用、子メーターは買取りとする。</p> <p>2) 子メーター計量方式(・ 直読 ・ 遠隔表示)</p> <p>施工方法は標準図(施工73)の(・ (a) ・ (b) ・ (c))</p> <p>施工方法は標準図(施工74)の(・ (a) ・ (b))</p> <p>・ 小規模合併処理(・ 担体流動生物濾過方式 ・ 嫌気分離接触床方式)</p> <p>(・ 合併処理(・)</p> <p>図示による。</p> <p>図示による。</p> <p>1) 一般配管用 ・ ポリ粉体鋼管(SGP-PA)(SGP-FPA)</p> <p>2) 土間配管用 ・ ポリ粉体鋼管(SGP-PD)(SGP-FPD)</p> <p>3) 地中配管用 ・ 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HIWP)</p> <p>図面に特記なき場合の耐圧は、5Kとする。</p> <p>※ バルブ式 ・ 直読式</p> <p>※ ナイフ仕切弁 ・ 偏心式プラグ弁 ・ パタフライ弁</p> <p>目幅の有効間隔は(※5mm ・ _____mm)とする。</p> <p>構成その他は図示による。</p> <p>冷媒の回収方法について</p> <p>冷媒の回収方法は次による。回収費・処分費は(※本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(1)「フロンの使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)」に従って行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>・ 第1種フロン類充填回収業者の登録通知書(都道府県知事登録)の写し</p> <p>・ 事前確認書の写し ・ 回収依頼書の写し ・ 引取証明書 ・ 破壊証明書の写し</p> <p>(2) ルームエアコン等で、「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」の対象となっているものは、同法に従ってリサイクル(冷媒の回収は原則としてポンプダウンによる。)を行い、監督職員に次の書類を提出する。</p> <p>・ 特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)の写し</p>	<p>ダクト・たわみ継手フランジ部撤去要領図 S-NS</p> <p>成形保温材付き配管撤去要領図 S-NS</p> <p>建築物解体工事(機械設備の部)</p> <p>I. 工事概要(解体工事の部)</p> <p>1. 工事内容(解体工事の部)</p> <p>1) 特記仕様書(機械設備の部)I.2.建物概要に記載された取り壊し建物等の撤去を行う。</p> <p>2) 上記撤去範囲部分は、地中埋設部分を含めて全て撤去する。</p> <p>アスファルト舗装及びコンクリート舗装の路盤撤去、埋め戻し・整地は別途建築工事とする。</p> <p>3) 本工事による撤去機器、配管及び樹類は、場内の指定場所に集積する。(図面は参考とする)</p> <p>(1) 建物については、</p> <p>① 重機作業に影響のある以下の機器を、建築工事の重機作業に先行して撤去する。</p> <p>図示された機器のうち、太線またはハッチング等により明示されたもの。</p> <p>(コンクリート基礎の撤去は建築に含む。)</p> <p>② 人体及び地球環境に影響を及ぼす冷媒等の回収・破壊処理を行う。</p> <p>フロンガスは「冷媒の回収方法について」による。</p> <p>③ 熱源の残油はタンク及び配管内を含み回収し、適切に処理するものとし、(※本工事 ・ 別途工事)とする。</p> <p>(2) その他の機器及び配管・ダクト類については、処理に関する記載のない事項は、全て重機による取り壊しとする。</p> <p>(3) 屋外埋設機器及び配管・樹類については全て撤去する。</p> <p>図示された樹類のうち、量水器樹、弁樹、散水栓BOX、ため樹、インパター樹は、建築工事の重機作業の後に機械設備にて撤去する。</p> <p>配管およびプラスチック樹は建築工事の重機作業に含む。</p> <p>(4) 給水、排水、ガス設備については指定工事店により、閉栓工事を行う。</p> <p>4) 撤去する配管、ダクト(付属品含む)の保温材の分離は原則として中間処理上にて行う。</p> <p>5) 浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒を施工した後、撤去する。</p> <p>(浄化槽内の汚泥汲取、清掃、消毒は施設管理者側で実施し本工事では実施しない)</p> <p>II. 工事仕様(解体工事の部)</p> <p>1. 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部の「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)により、解体共通仕様書に記載されていない事項は、特記仕様書(機械設備工事の部)による。</p>																																																

樹リスト					
工事区分	記号	種類	寸法	現況GLより 管底深さ	備考
ステップ8	1	汚水樹	350×350	450	インバート樹 MH-350φ
	2	汚水樹	450×450	500	インバート樹 MH-450φ
	3	汚水樹	450×450	590	インバート樹 MH-450φ
	4	汚水樹	600×600	720	インバート樹 MH-600φ
	5	汚水樹	600×600	810	インバート樹 MH-600φ
	6	汚水樹	600×600	910	インバート樹 MH-600φ
ステップ6	12	汚水樹	450×450	480	インバート樹 MH-450φ
	13	汚水樹	450×450	500	インバート樹 MH-450φ
	14	汚水樹	450×450	530	インバート樹 MH-450φ
	15	汚水樹	450×450	550	インバート樹 MH-450φ
	16	汚水樹	350×350	450	インバート樹 MH-350φ
ステップ4	17	汚水樹	450×450	510	インバート樹 MH-450φ
ステップ2	22	排水樹	450×450	500	インバート樹 MH-450φ
	23	排水樹	450×450	520	インバート樹 MH-450φ
	24	排水樹	450×450	550	インバート樹 MH-450φ
	25	排水樹	450×450	570	インバート樹 MH-450φ
	26	排水樹	600×600	660	インバート樹 MH-600φ
	27	排水樹	600×600	720	インバート樹 MH-600φ

注記 ※樹27～34までは、3号棟 2階工事とする。





- 工事概要**
1. 棟A1～A7を新設する
 2. 浄化槽通気管を撤去、更新する
 3. 新、配管の新設に伴い、既設の撤去を一部撤去とし
復旧は、アスファルト補修とする

凡例

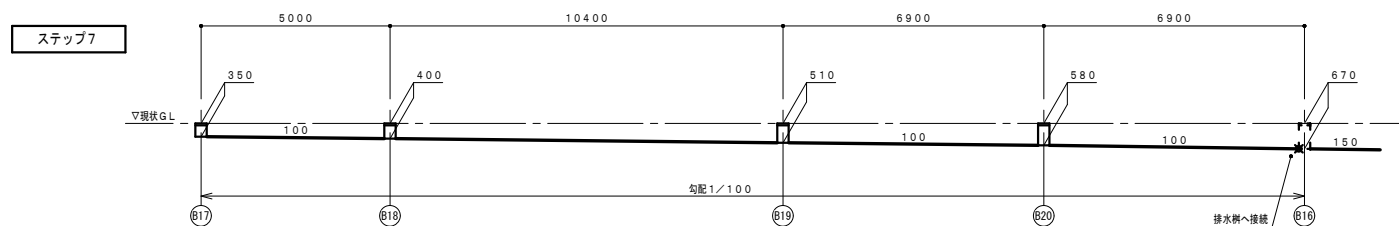
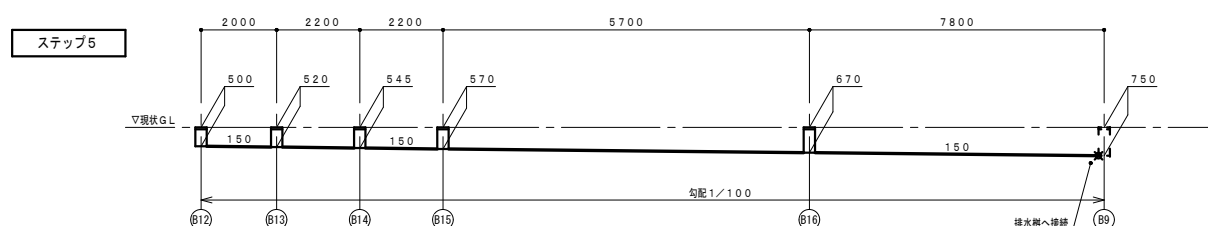
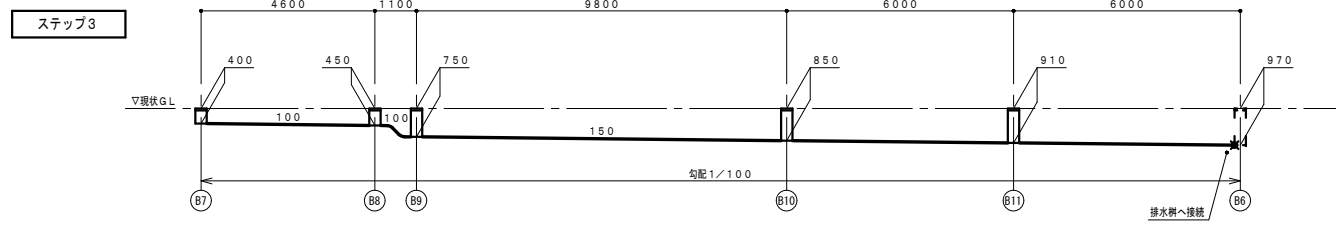
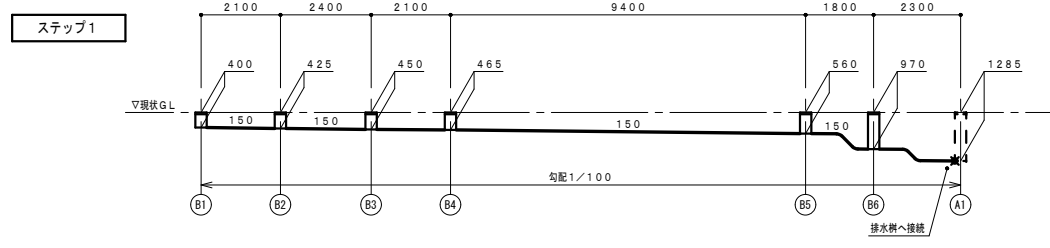
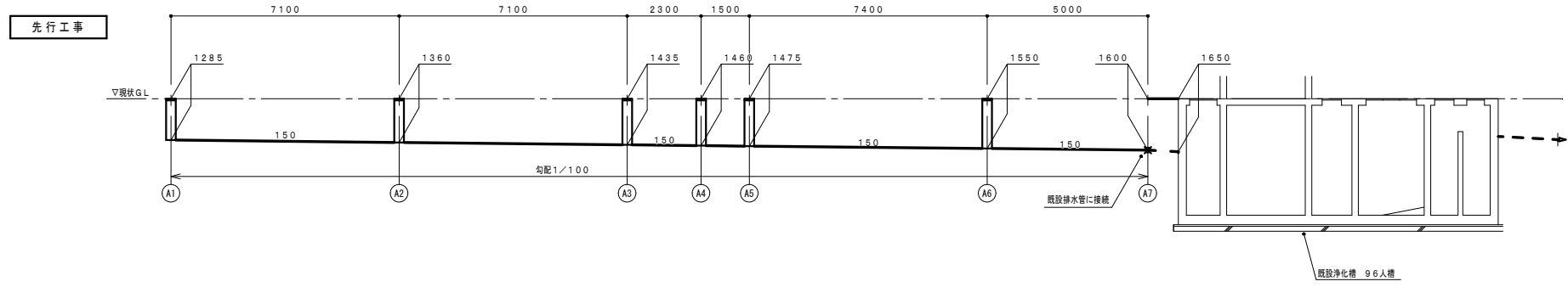
	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

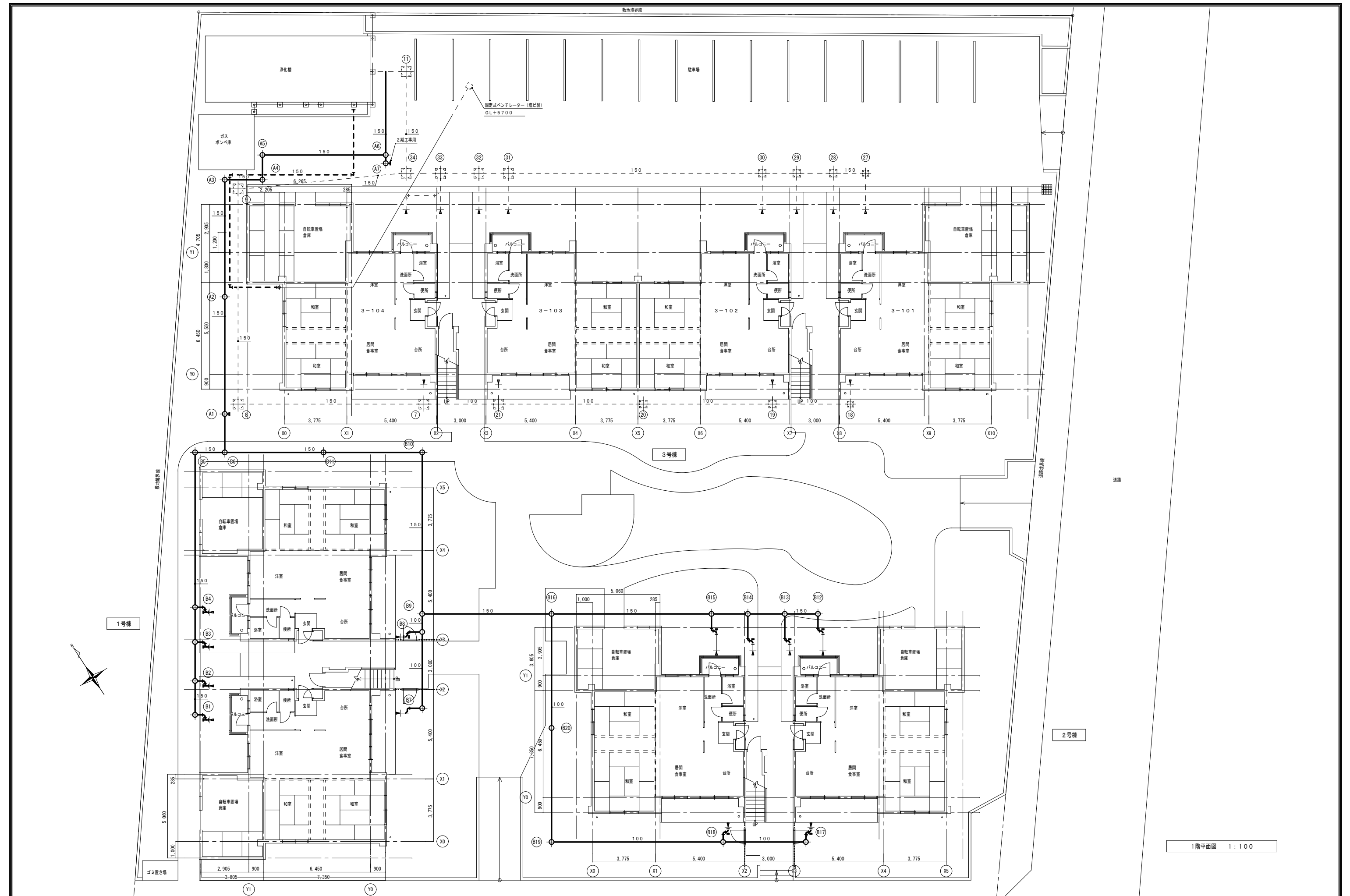
1階平面図 1:100

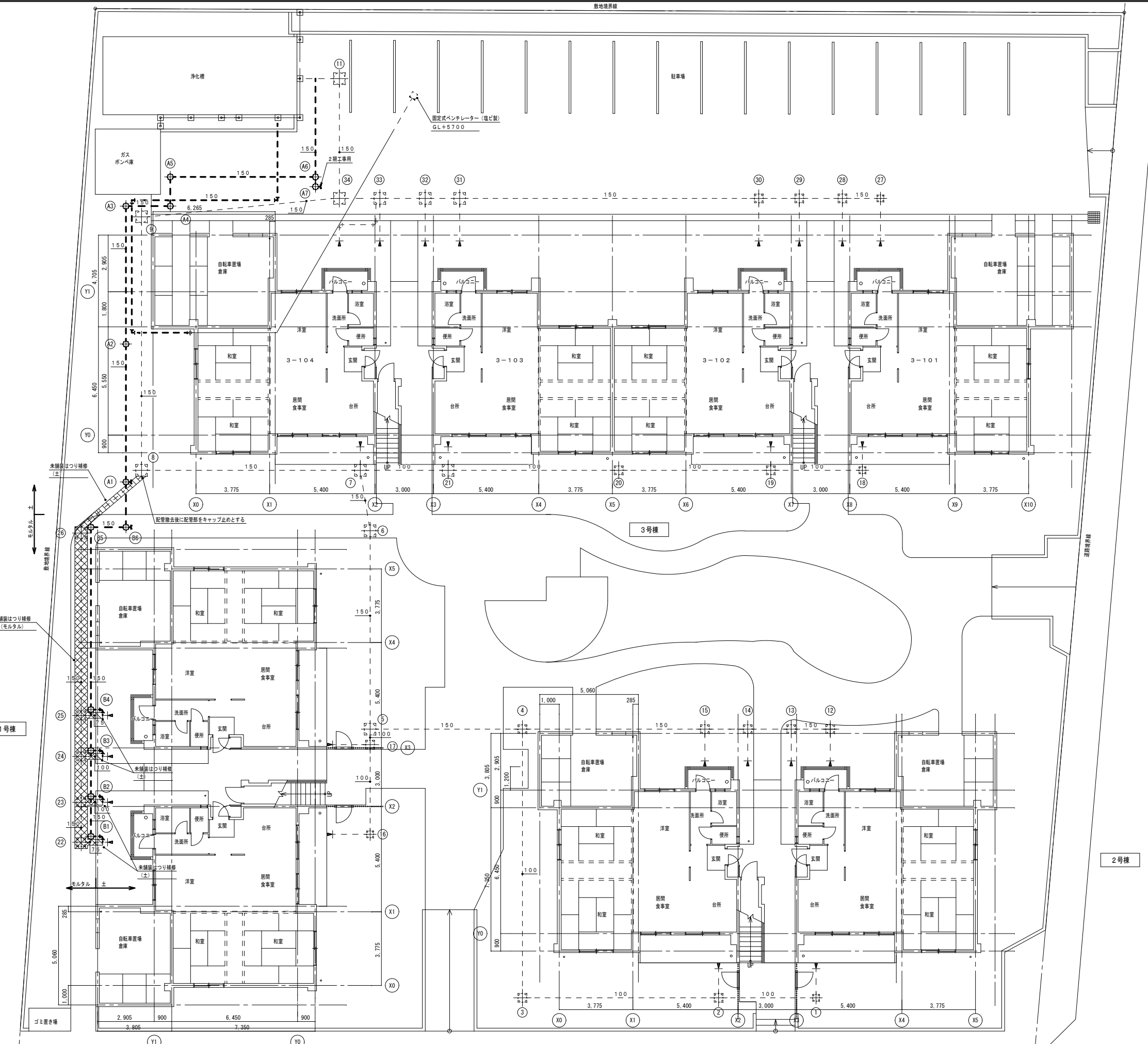


樹リスト						
工事区分	記号	種類	寸法	設計GLより深さ	実深さ	備考
先行工事	A1	汚水樹	90Y-150-200		-1285	
	A2	汚水樹	ST-150-200		-1360	
	A3	汚水樹	90L-150-200		-1435	
	A4	汚水樹	90L-150-200		-1460	防護ハット(T-8)、内蓋共
	A5	汚水樹	90L-150-200		-1475	防護ハット(T-8)、内蓋共
	A6	汚水樹	90Y-150-200		-1550	防護ハット(T-8)、内蓋共
	A7	汚水樹	90L-150-200		-670	防護ハット(T-8)、内蓋共
ステップ1	B1	汚水樹	90L-150-200		-400	
	B2	汚水樹	90Y-150-200		-425	
	B3	汚水樹	90Y-150-200		-450	
	B4	汚水樹	90Y-150-200		-465	
	B5	汚水樹	90Y-150-200		-560	
	B6	汚水樹	90W-150-200		-970	(A1)に接続
ステップ3	B7	汚水樹	90L-100-200		-400	
	B8	汚水樹	90Y-100-200		-450	
	B9	汚水樹	90Y-150-200		-750	
	B10	汚水樹	90L-150-200		-850	
	B11	汚水樹	ST-150-200		-910	(B6)に接続
ステップ5	B12	汚水樹	90L-150-200		-500	
	B13	汚水樹	90Y-150-200		-520	
	B14	汚水樹	90Y-150-200		-545	
	B15	汚水樹	90Y-150-200		-570	
ステップ7	B16	汚水樹	90Y-150-200		-670	(B9)に接続
	B17	汚水樹	90L-100-200		-350	
	B18	汚水樹	90Y-100-200		-400	
	B19	汚水樹	90L-100-200		-510	
	B20	汚水樹	ST-100-200		-580	(B16)に接続

注記 1. 施工前に事前調査を行い、既設樹・既設配管等の新設位置の取合いを確認し施工する。
 2. 調査において明らかに設計図書と相違が認められる場合は、監督員に報告書を提出し指示を仰ぐこととする。







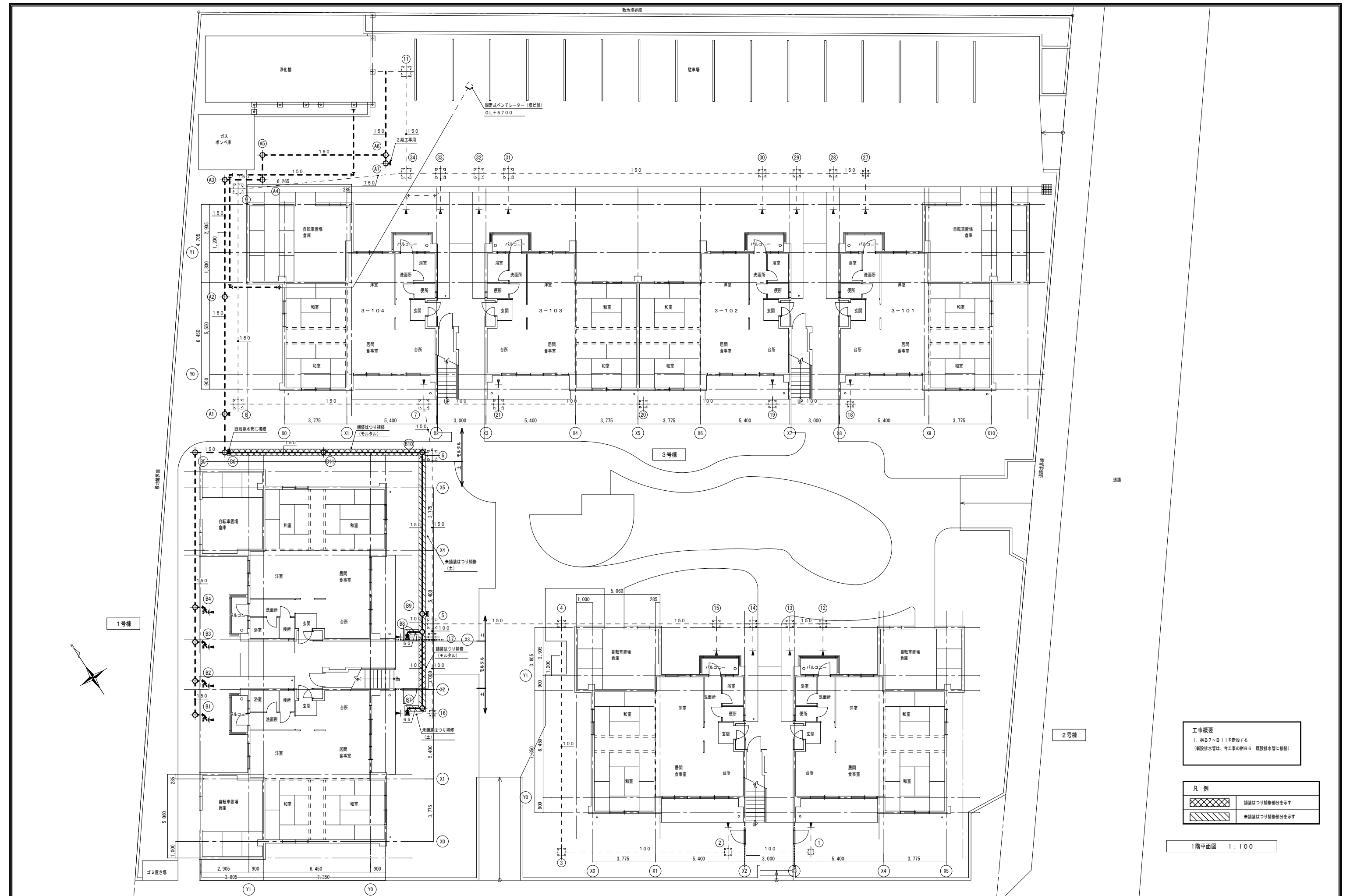
工事概要

- 既設軒2~26を撤去する
- 既設軒8~22までの既設排水管を撤去する

凡例

	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

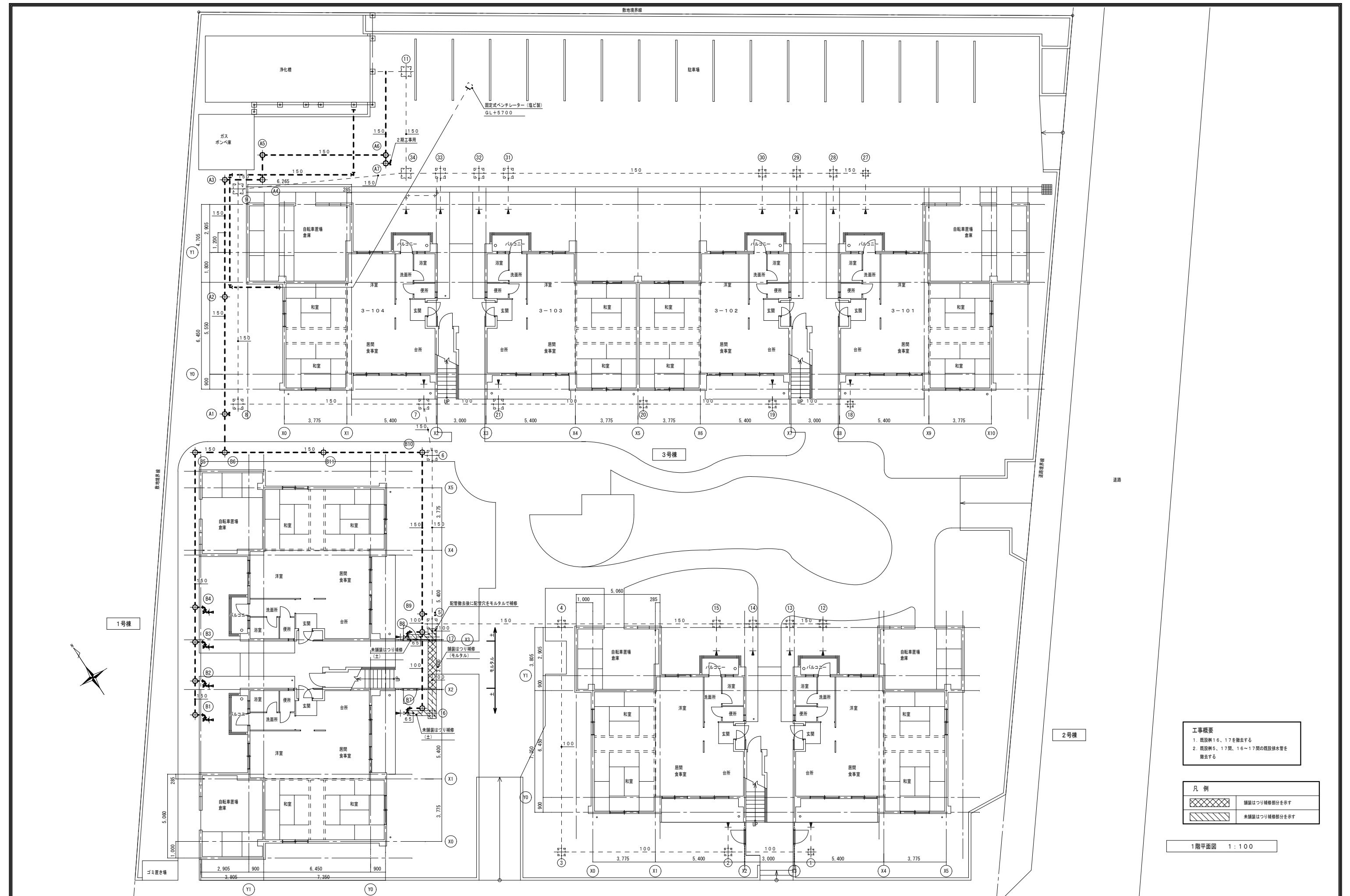


工事概要
 1. 棟B7~B11を新設する
 (新設排水管は、今工事の棟B6 既設排水管に接続)

凡例

	構築はつり補修部分を示す
	未構築はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100



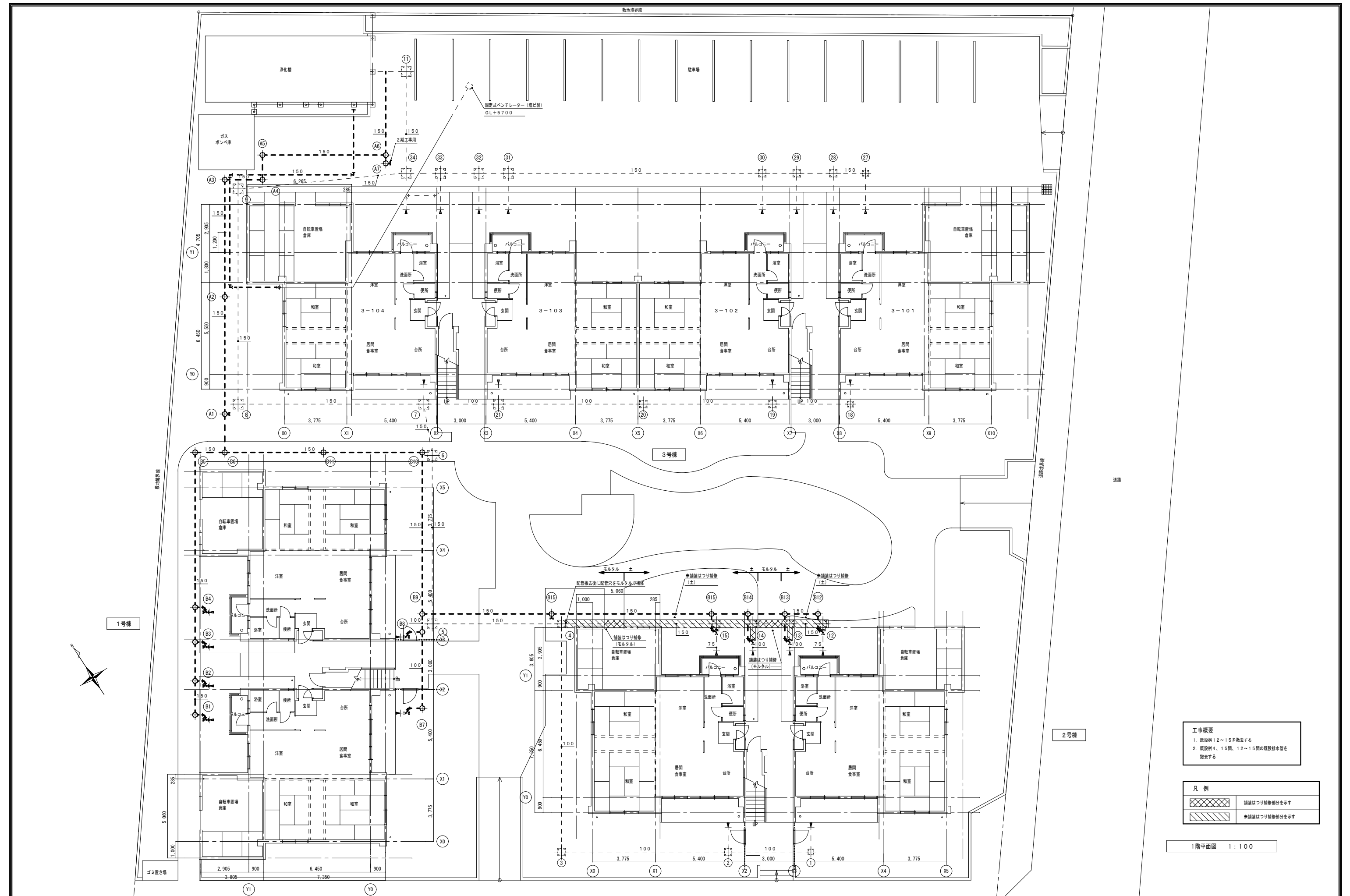
工事概要

1. 既設機 16、17 を撤去する
2. 既設機 5、17 間、16~17 間の既設排水管を撤去する

凡例

	補修はつり補修部分を示す
	未補修はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100



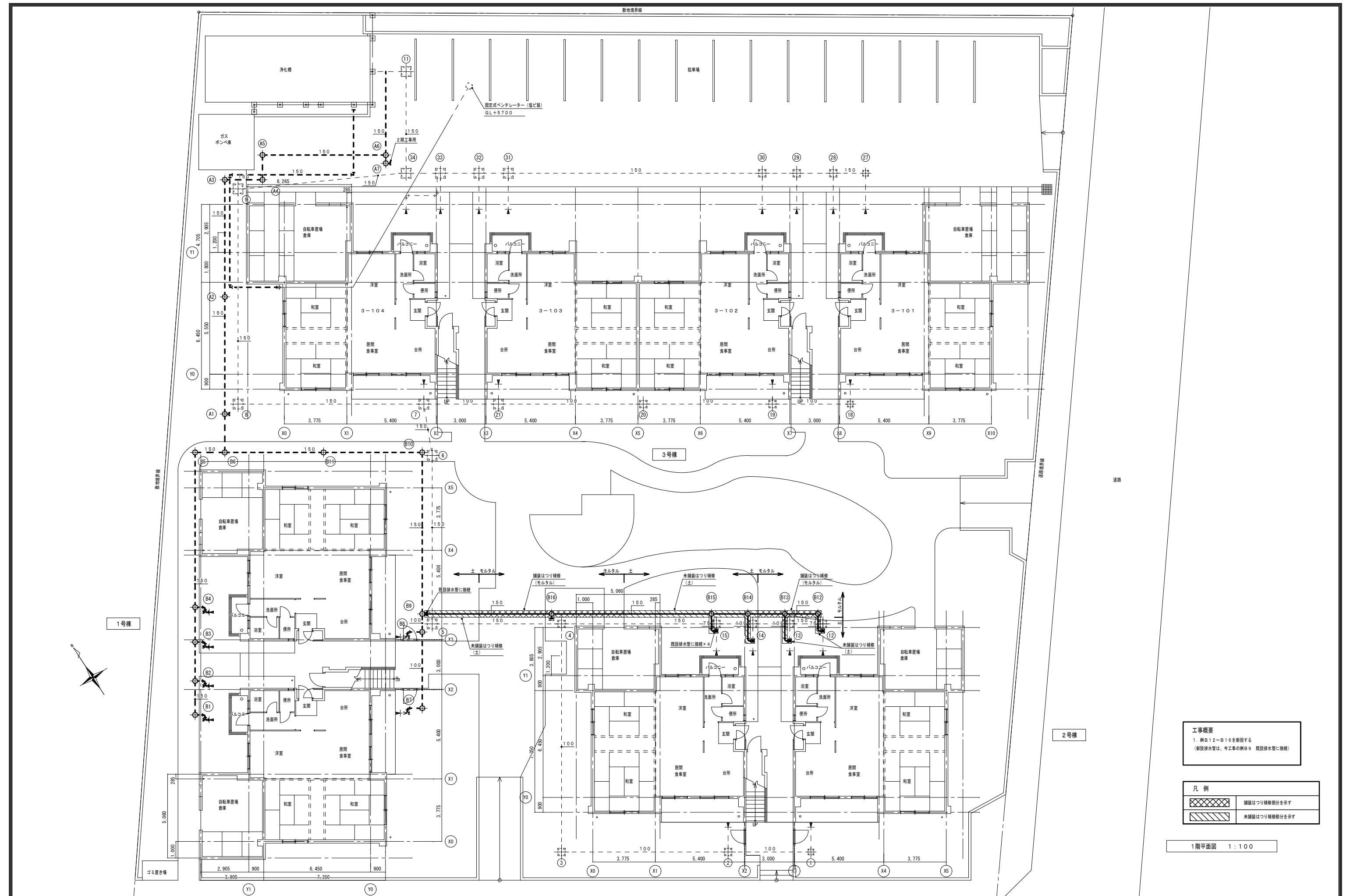
工事概要

- 既設軒12~15を撤去する
- 既設軒4、15間、12~15間の既設排水管を撤去する

凡例

	補装はつり補修部分を示す
	未補装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

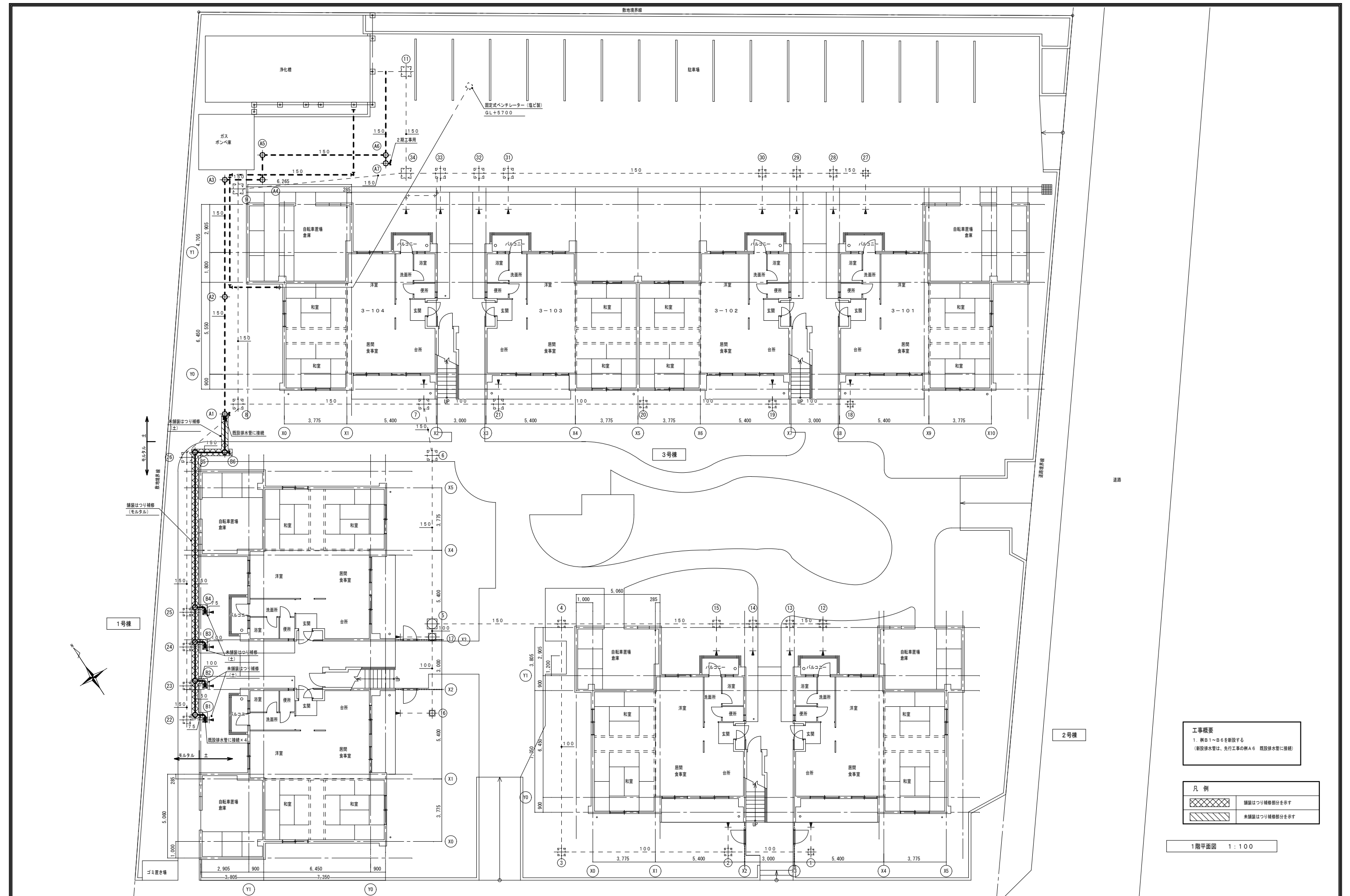


工事概要
 1. 棟B12~B16を新設する
 (新設排水管は、今工事の棟B9 既設排水管に接続)

凡例

	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

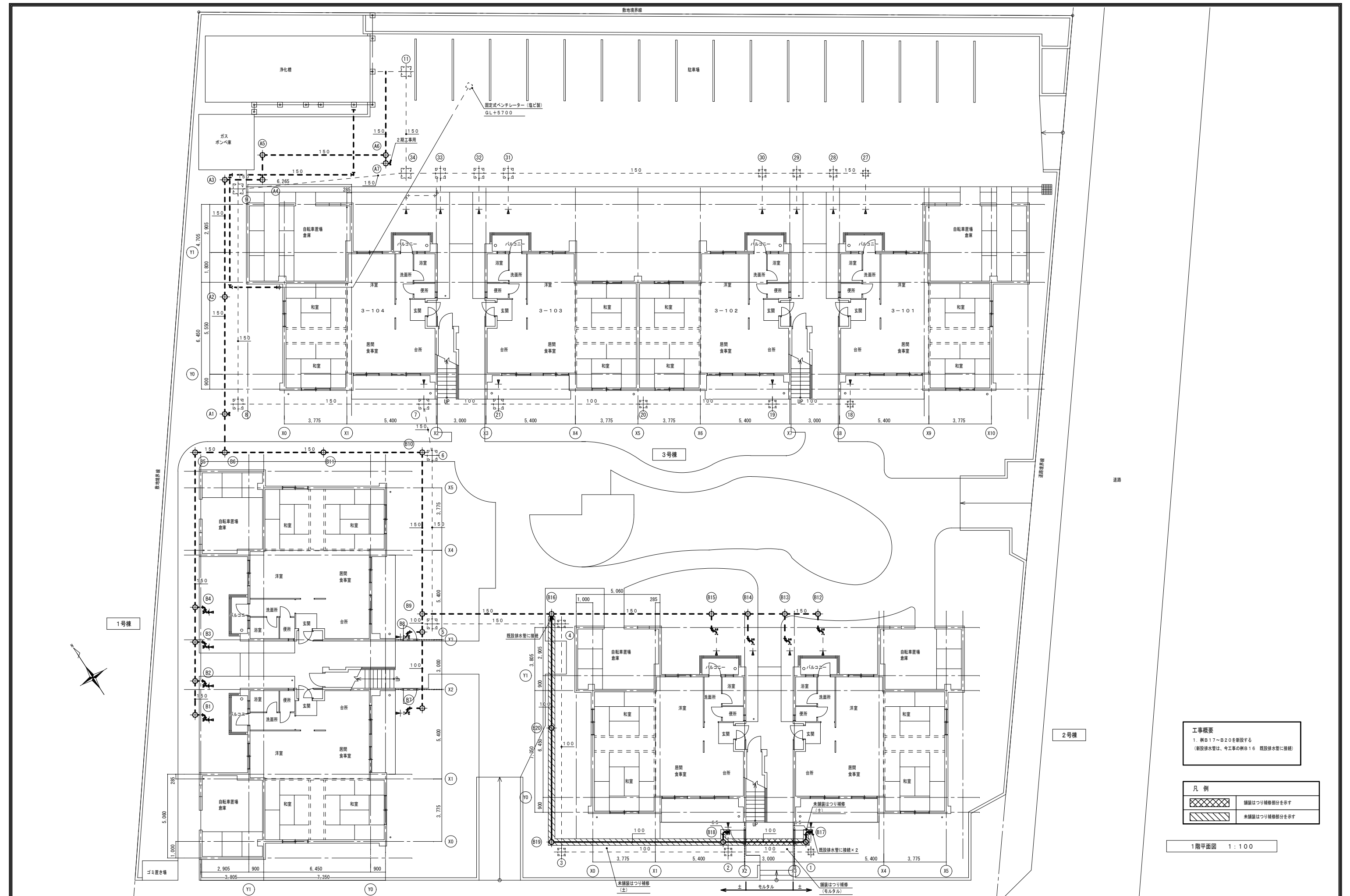


工事概要
 1. 棟B1～B6を新設する
 (新設排水管は、先行工事の棟A6 既設排水管に接続)

凡例

	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

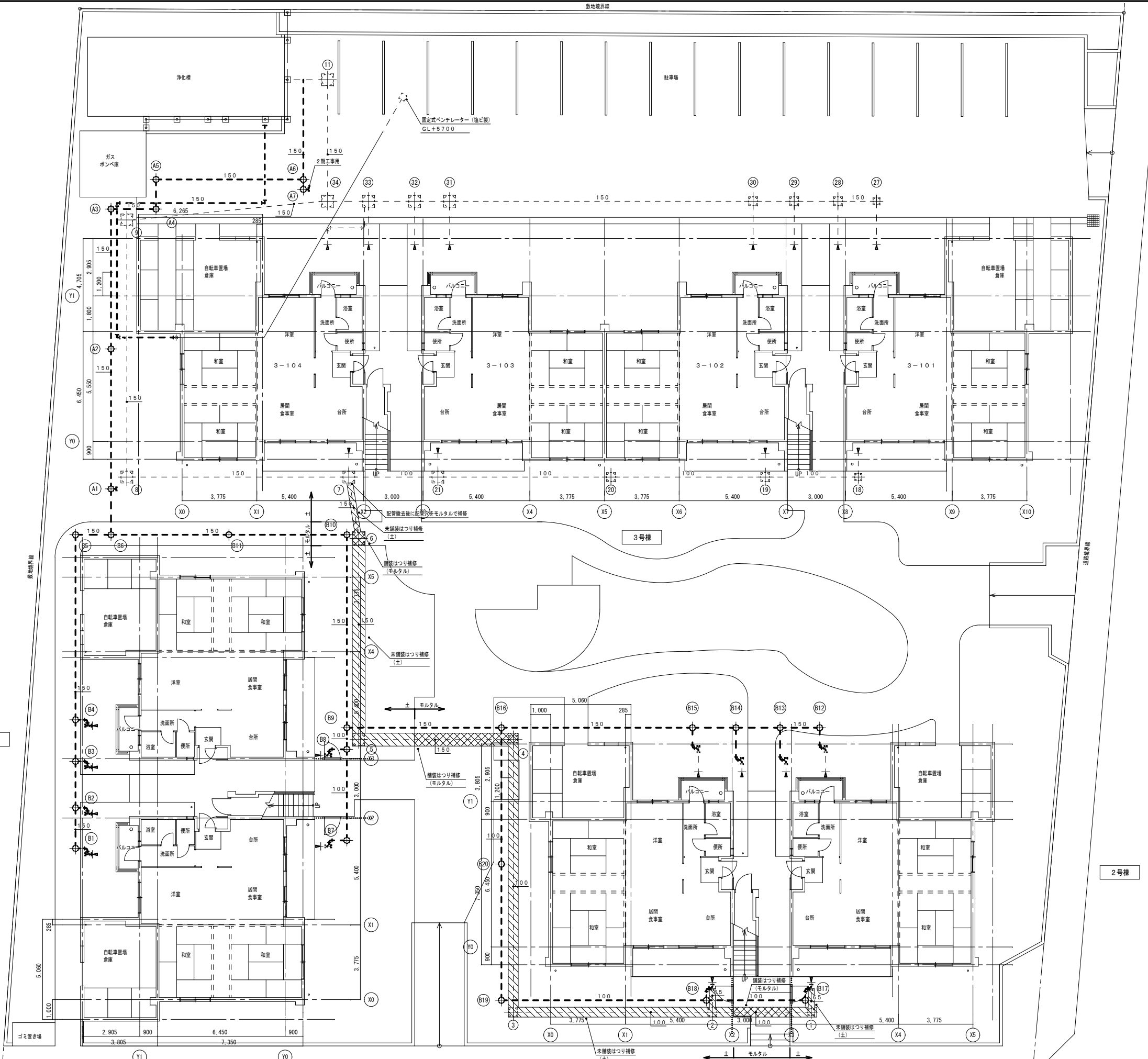


工事概要
 1. 棟B17~B20を新設する
 (新設排水管は、今工事の棟B16 既設排水管に接続)

凡例

	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

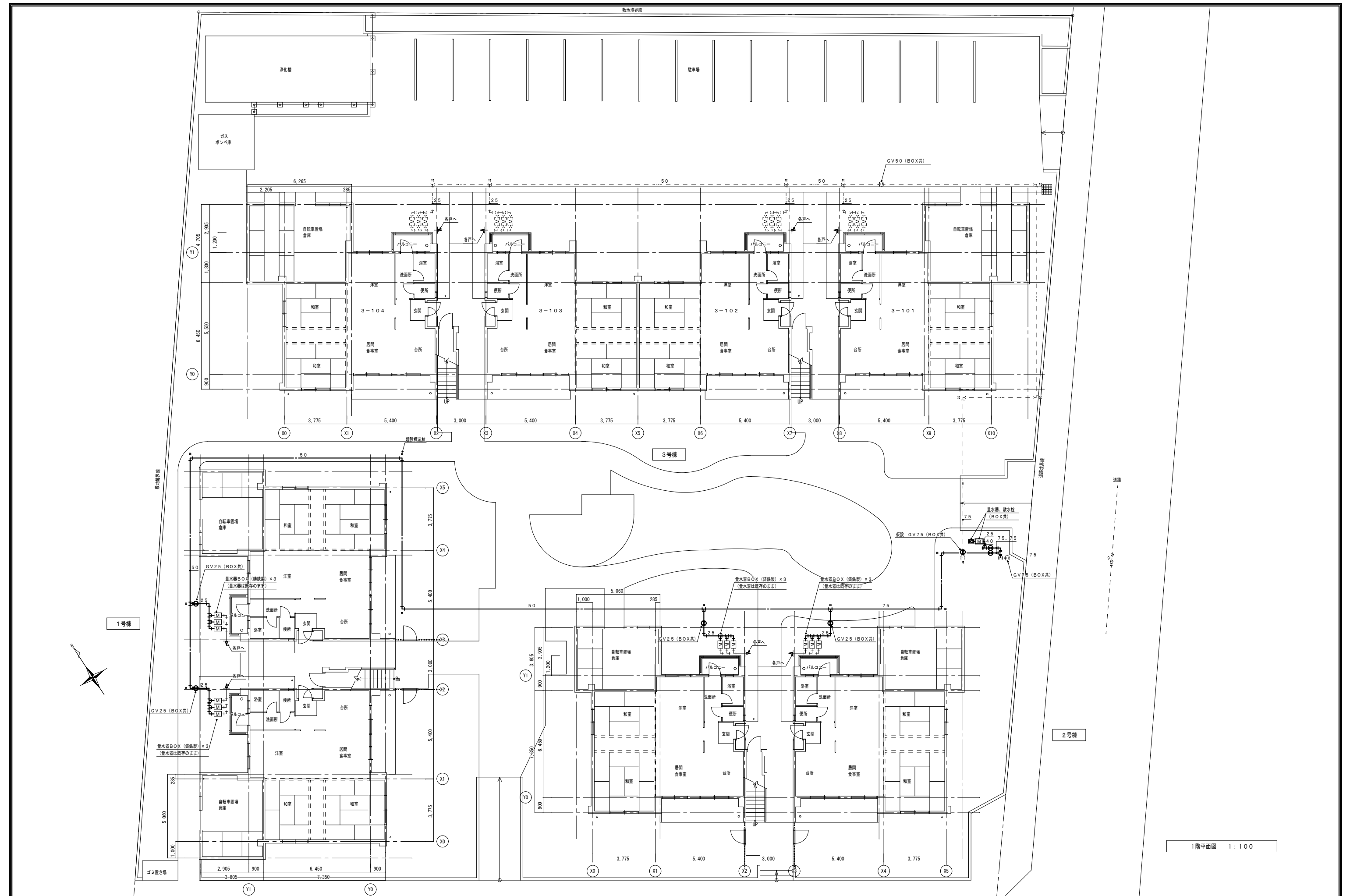


工事概要
 1. 既設機1~6を撤去する
 2. 既設機1~7の既設排水管を撤去する

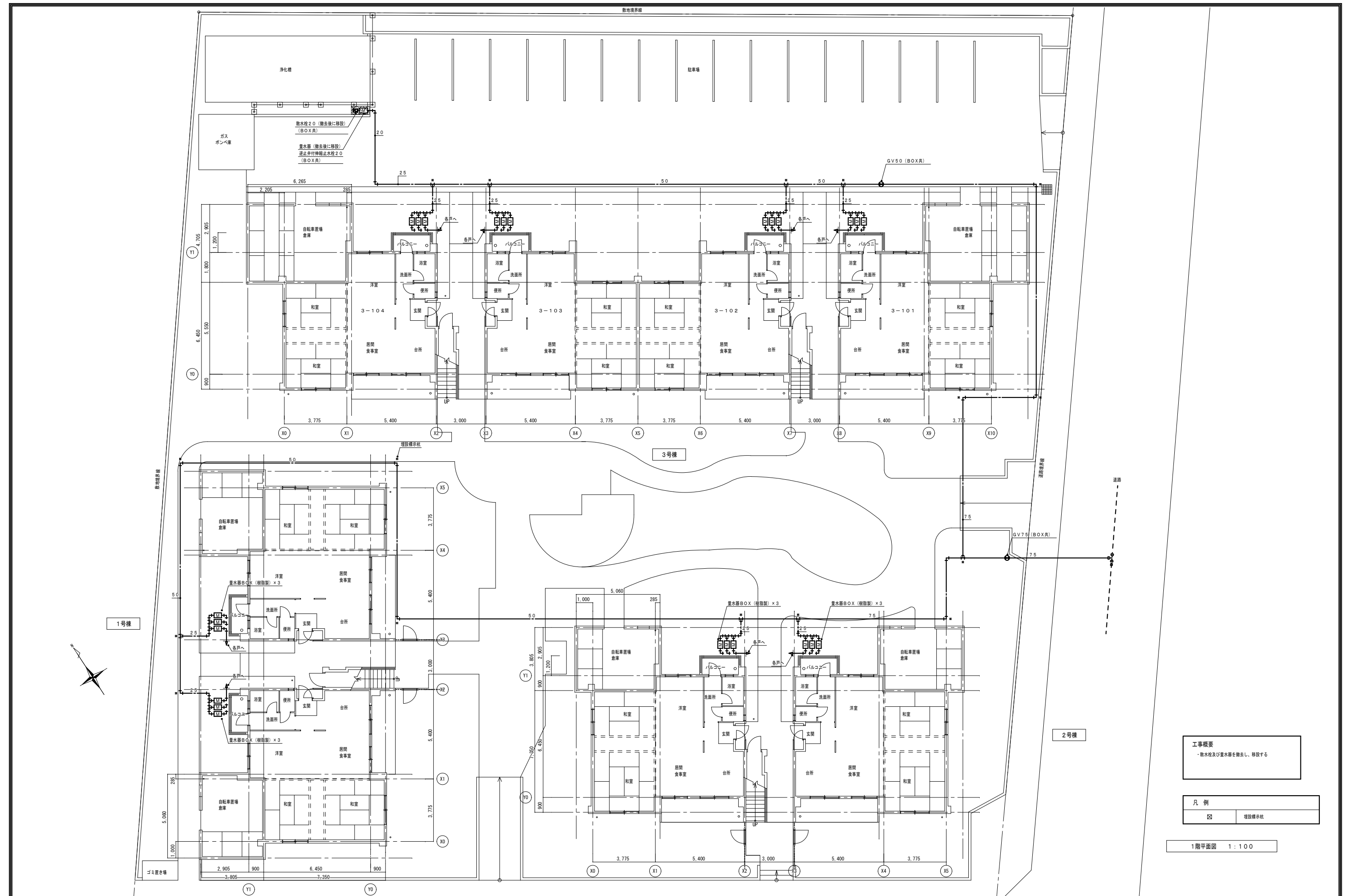
凡例

	舗装はつり補修部分を示す
	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100



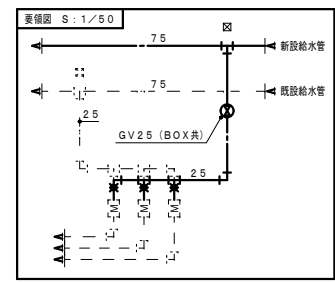
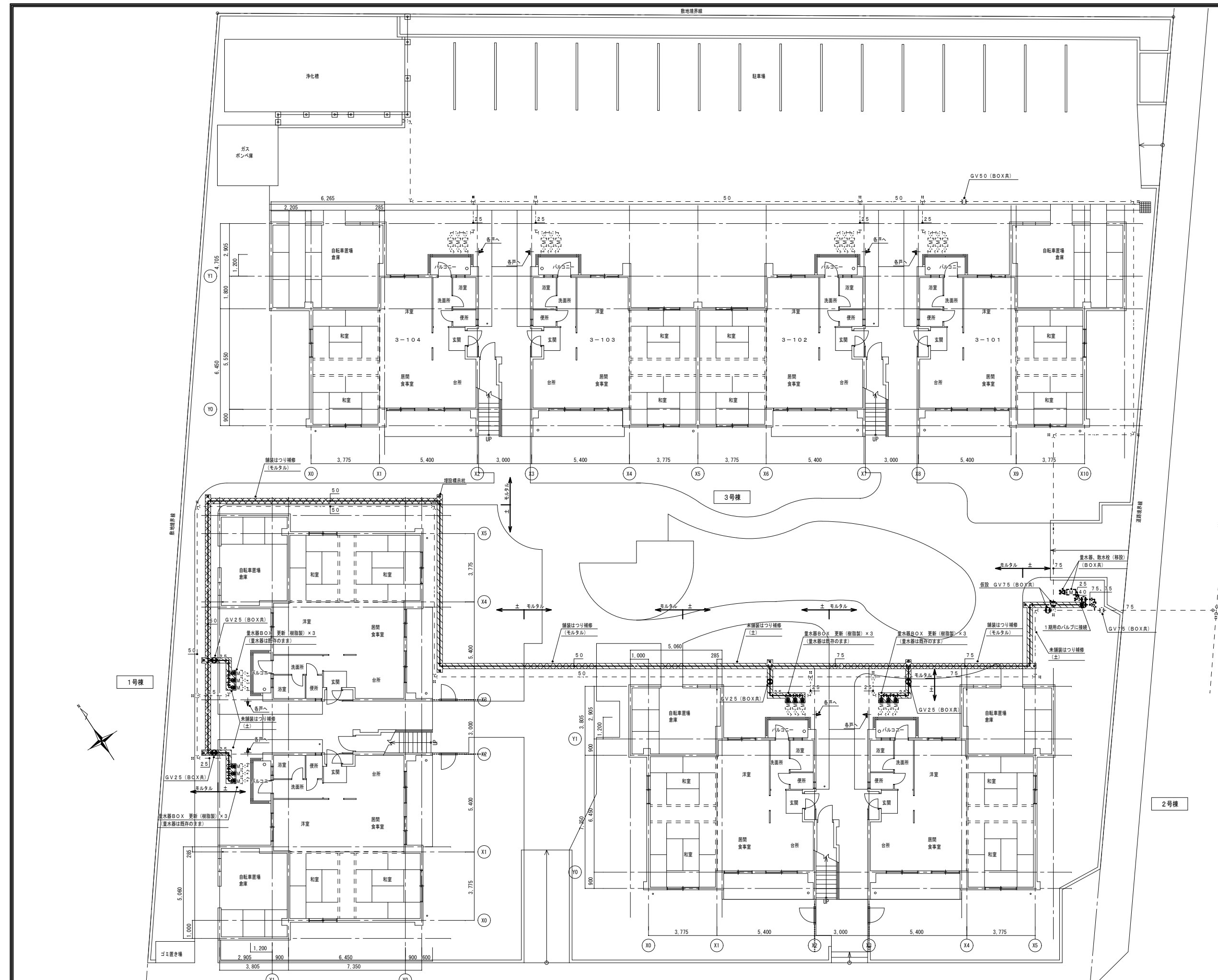
1階平面図 1:100



工事概要
・散水栓及び水量器を撤去し、移設する

凡例
☒ 埋設標準状

1階平面図 1:100



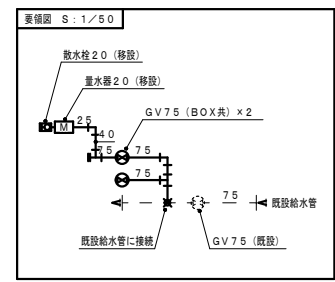
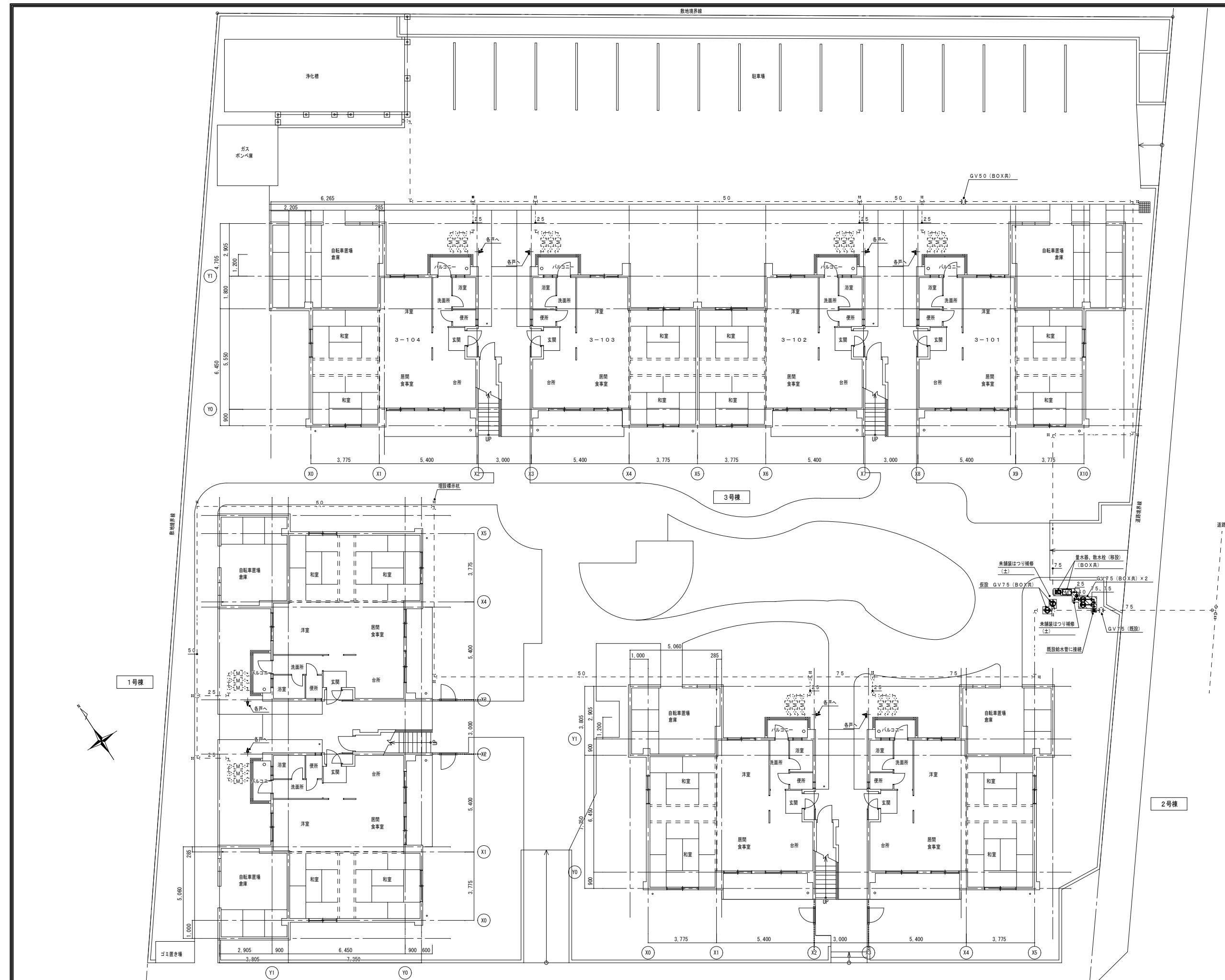
工事概要

1. 量水器BOX (樹脂製) を撤去し、銅製に更新
2. 給水止水栓 (GV25) を新設し、給水のメンテナンスをやり易くする

凡例

☒	埋設標示杭
▨	舗装はつり補修部分を示す
▧	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100

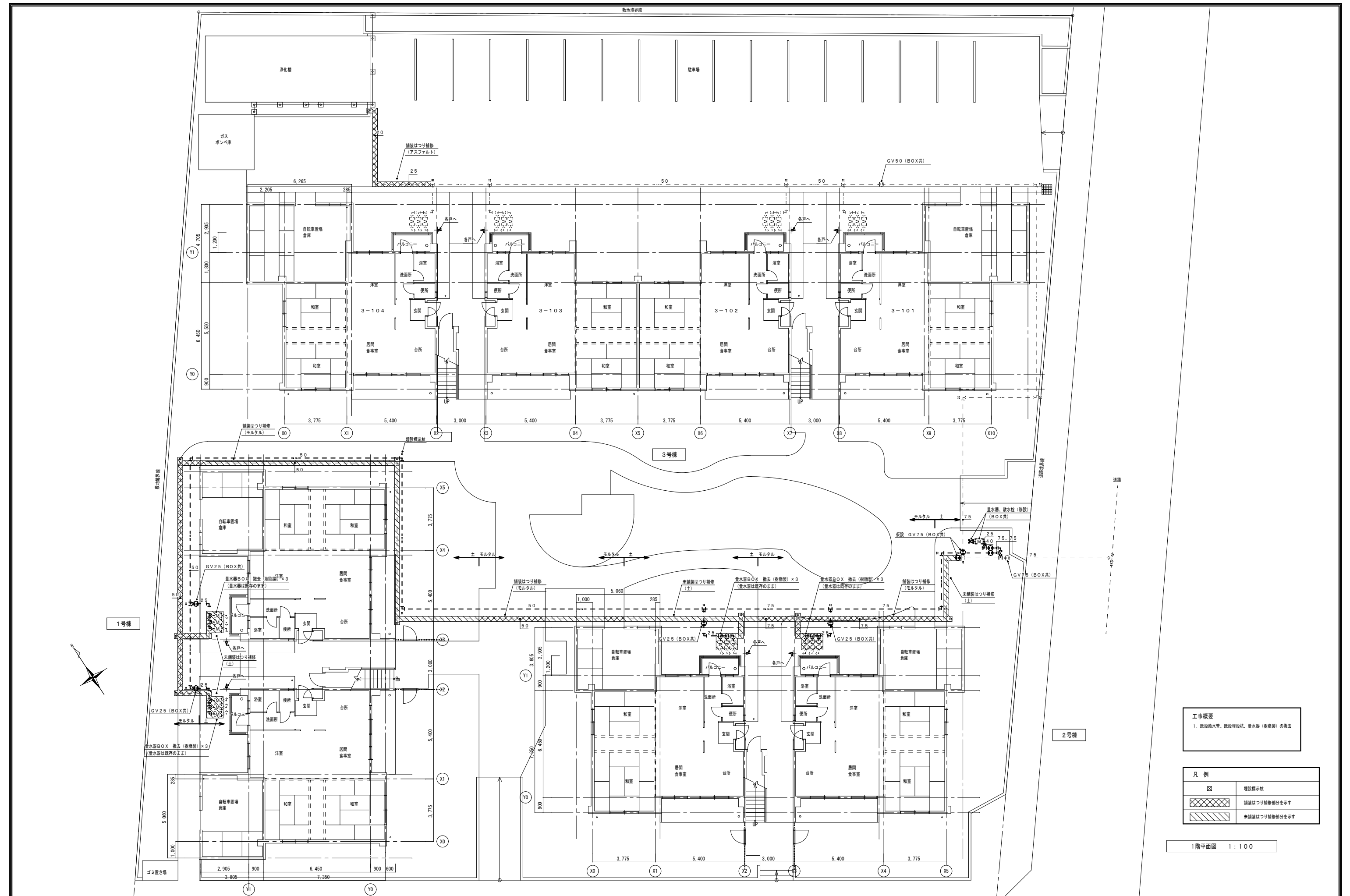


工事概要
 1. 散水栓、量水器を移設
 (給水に支障なくするように設置)

凡例

☒	埋設標示杭
▨	補装はつり補修部分を示す
▧	未補装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100



工事概要
 1. 既設給水管、既設埋設杭、量水器（樹脂製）の撤去

凡例	
☒	埋設標示杭
▨	舗装はつり補修部分を示す
▧	未舗装はつり補修部分を示す

1階平面図 1:100